

国際協力事業団
インド工業省

インド国
工業団地建設計画 (F/S) 調査

最終報告書

1995年6月

八千代エンジニアリング株式会社
テクノコンサルタンツ株式会社

JICA LIBRARY



1119829181

27724

国際協力事業団
インド工業省

インド国
工業団地建設計画（F/S）調査

最終報告書

1995年6月

八千代エンジニアリング株式会社
テクノコンサルタンツ株式会社

国際協力事業団
公益社団法人

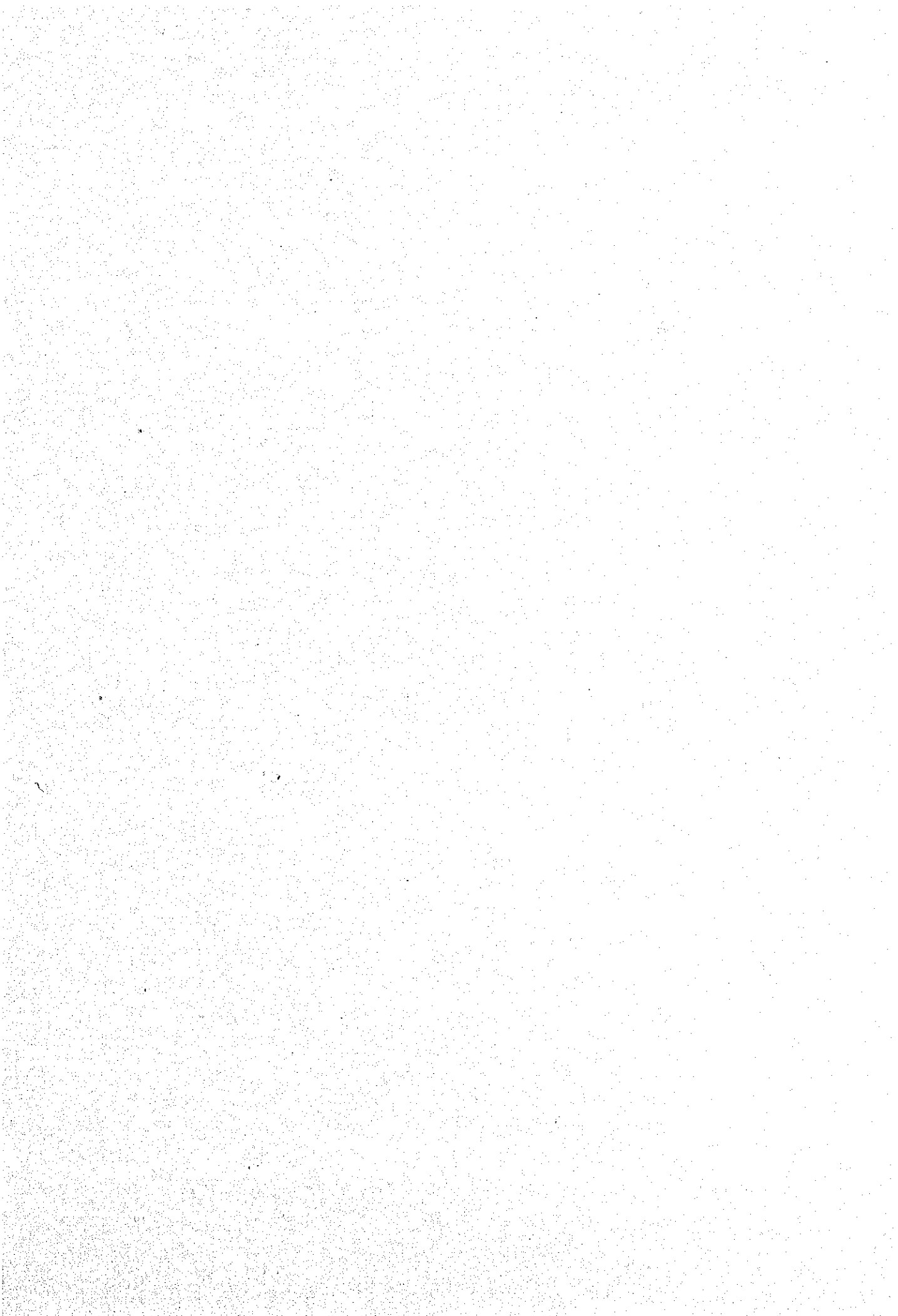
国際協力事業団
国際協力銀行

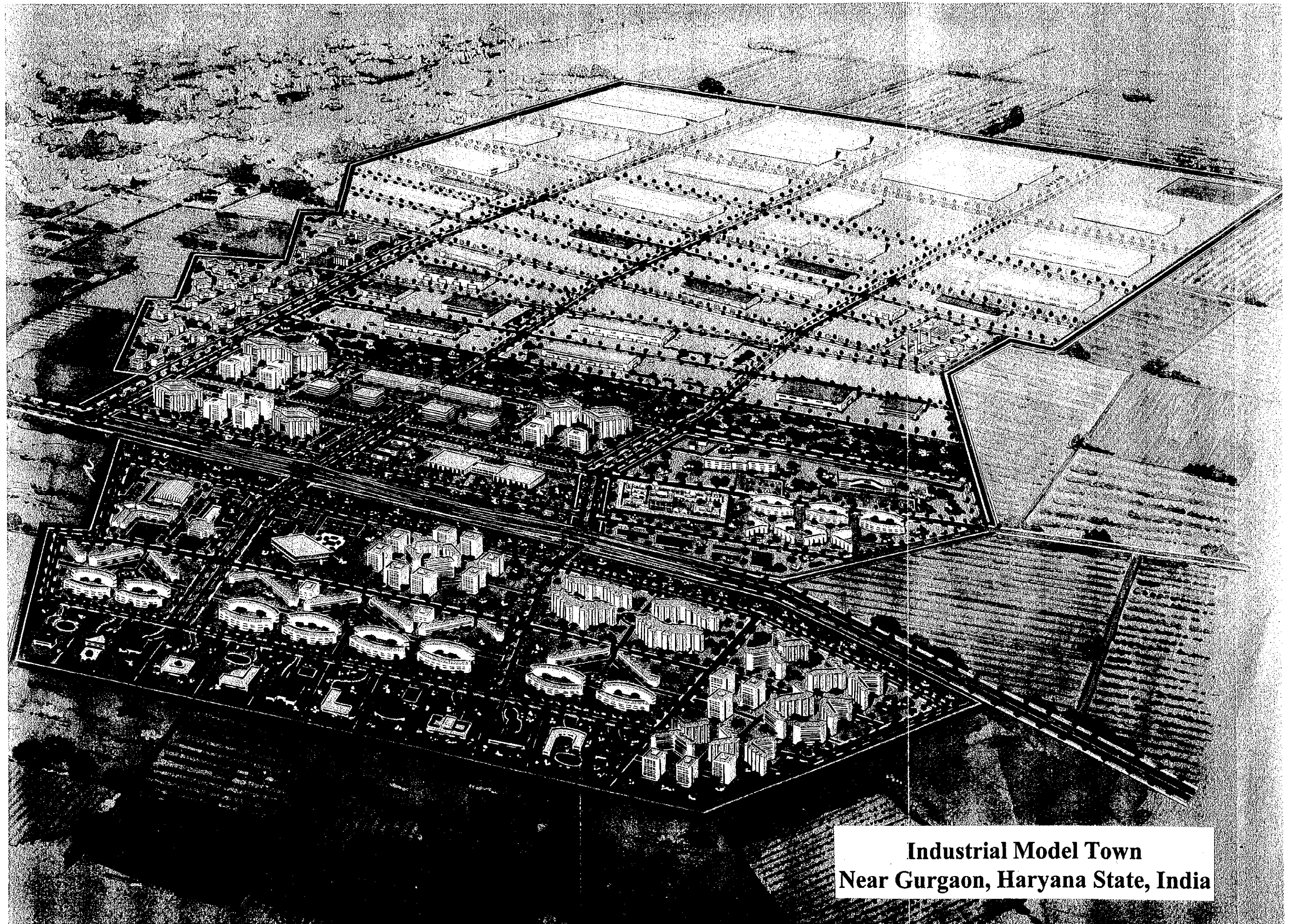
〒100-0001



国際協力事業団

27724





**Industrial Model Town
Near Gurgaon, Haryana State, India**

序 文

日本国政府は、インド国政府の要請に基づき、同国の工業団地建設計画にかかる開発調査（F/S）を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成6年8月から平成7年5月までの間、3回にわたり八千代エンジニアリング（株）の黒河内 恒氏を団長とし、テクノコンサルタンツ（株）の団員から構成される調査団を現地に派遣しました。

調査団は、インド国政府関係者と協議を行うとともに、現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成7年 6月

国際協力事業団

総裁 藤田 公郎

藤田 公郎

インド国
工業団地建設計画
フィージビリティ調査

目 次

序 文

第 1 章 調査の概要

1-1	調査の背景	1-1
1-2	調査の目的	1-1
1-3	調査対象地域	1-2
1-4	調査業務の範囲	1-2
1-5	調査業務実施の工程	1-5
1-6	調査の成果	1-7
1-6-1	報告書の構成	1-7
1-6-2	調査結果	1-7

第 2 章 最近のインド経済と産業政策

2-1	経済概況	2-1
2-1-1	経済成長	2-1
2-1-2	国際収支 (B O P)	2-3
2-1-3	最近の国家予算の推移	2-9
2-2	産業政策の現状	2-10
2-2-1	最近の政策変更	2-10
2-2-2	税制の改正	2-14
2-2-3	貿易政策の改正	2-18
2-3	外国投資の動向と課題	2-21
2-3-1	「NIP-91」以降の動き	2-21
2-3-2	外国投資関連規制	2-25
2-3-3	外国投資の課題	2-30

第 3 章 ハリヤナ州とその周辺の投資環境

3-1	ハリヤナ州の社会経済概況	3-1
3-1-1	社会特性	3-1
3-1-2	経済成長	3-1

5-2	交通	5-1
5-2-1	IMT候補地へのアクセス	5-1
5-2-2	IMT候補地とその周辺の 道路ネットワーク	5-4
5-3	上水道	5-8
5-3-1	上水供給の現状	5-8
5-3-2	上水供給の将来計画	5-10
5-3-3	IMTへの給水計画	5-10
5-4	下水道	5-14
5-4-1	下水道整備の現状	5-14
5-4-2	下水道整備計画	5-14
5-5	電力	5-16
5-5-1	インド全体の電力事情	5-16
5-5-2	グルガオン周辺の電力事情	5-18
5-6	通信	5-23
5-6-1	現状	5-23
5-6-2	将来計画	5-23
5-6-3	整備課題	5-24

第6章 投資需要調査

6-1	投資需要調査方法	6-1
6-2	調査結果	6-7
6-2-1	インド	6-7
6-2-2	日本	6-19
6-2-3	米国	6-39
6-2-4	英国	6-53
6-2-5	ドイツ	6-67
6-2-6	シンガポール	6-79
6-2-7	モデル工業団地進出希望業種まとめ	6-91
6-3	潜在投資需要	6-94
6-3-1	外資導入認可実績	6-94
6-3-2	潜在投資需要のまとめ	6-100

第7章 IMTの開発条件

7-1	IMT開発の基本条件	7-1
7-2	立地適応業種の選定	7-1
7-2-1	候補業種の抽出	7-3
7-2-2	立地適応業種の選定	7-9
7-2-3	開発規模	7-16

7-3	住宅・都市施設計画	7-20
7-3-1	住宅及び都市施設の種類	7-20
7-3-2	住宅の整備規模	7-23
7-3-3	都市施設の規模	7-29
7-4	開発方式の検討	7-36
7-4-1	開発方式検討の枠組	7-36
7-4-2	第一次評価：オプションの絞り込み	7-44
7-4-3	第二次評価：オプション別評価	7-48
7-4-4	第三次評価：需要サイドからの評価	7-71

第8章 IMTの概念設計

8-1	土地利用と造成計画	8-1
8-1-1	ゾーン区分の考え方	8-1
8-1-2	ゾーン別土地利用計画の考え方	8-1
8-1-3	土地利用と施設配置	8-4
8-1-4	造成計画	8-8
8-2	道路及び交通計画	8-13
8-2-1	国道8号線の交通状況	8-13
8-2-2	国道8号線の将来交通	8-13
8-2-3	IMTによる発生交通量	8-17
8-2-4	国道8号線における計画	8-21
8-2-5	国道8号線からIMTへのアクセス	8-24
8-2-6	IMT道路計画	8-27
8-2-7	公共交通	8-27
8-3	上水道	8-30
8-3-1	上水給水システムの考え方	8-30
8-3-2	上水給水設備設計条件	8-34
8-3-3	上水給水システムの概念設計	8-40
8-4	下水道・雨水排水	8-52
8-4-1	IMT排水処理システムの検討課題	8-52
8-4-2	IMTの汚水処理計画	8-57
8-4-3	廃水処理システムの概念設計	8-61
8-4-4	雨水排水処理システムの概念設計	8-88
8-5	電力	8-113
8-5-1	電力供給計画の基本事項	8-113
8-5-2	自家発電設備	8-115
8-5-3	電力系統運用方法	8-121
8-5-4	建設工事並びに移設工事	8-124
8-5-5	関連機関との取り合い	

	並びに設備の運用主体	8-126
8-5-6	ガスタービンの出力及びヒートレート	8-127
8-6	通信	8-130
8-6-1	通信回線数	8-130
8-6-2	通信施設計画の基本事項	8-131
8-6-3	通信施設の持つべき機能	8-131
8-6-4	通信施設の構成	8-132
8-6-5	DOTとの取り合い	
	並びに設備の運用主体	8-132
8-6-6	Security施設	
	(Option)	8-133
8-7	共同溝	8-138
8-7-1	共同溝の計画概要	8-138
8-7-2	共同溝の設計条件	8-138
8-7-3	共同溝の概念設計	8-140
8-8	産業廃棄物と環境保全	8-145
8-8-1	固形廃棄物処理	8-145
8-8-2	排水管理	8-147
8-8-3	大気汚染防止	8-151
8-8-4	その他の公害防止	8-152
8-8-5	公害排出型製造業	8-153

第9章 運営管理

9-1	IMTの運営管理計画の考え方	9-1
9-2	運営管理の組織体	9-3
9-2-1	運営管理主体の可能性	9-3
9-2-2	運営管理機能整備の留意事項	9-5
9-2-3	IMTPCの運営計画	9-6
9-3	運営管理体制	9-8
9-3-1	業務内容	9-8
9-3-2	職務分掌	9-9
9-3-3	運営・管理体制組織図	9-12
9-3-4	IMTPCの実施計画	9-14
9-4	IMTインフラの運営管理計画	9-18
9-4-1	道路	9-18
9-4-2	公園・緑地	9-19
9-4-3	給水・排水	9-22
9-4-4	電力・通信等	9-26
9-4-5	産業廃棄物処理	9-28

9-4-6	公害防止	9-29
9-4-7	住宅	9-30
9-4-8	工業団地に係る社会サービス施設	9-31

第10章 コスト積算と実施スケジュール

10-1	コスト積算の主要前提条件	10-1
10-2	土地取得費	10-2
10-3	基本インフラ	10-2
10-4	高架橋（国道8号線の改修）	10-9
10-5	電力設備	10-10
10-6	通信設備	10-14
10-7	給水設備	10-15
10-8	排水処理設備	10-15
10-9	固形廃棄物処理設備	10-19
10-10	建物	10-20
10-10-1	住宅	10-20
10-10-2	都市・商業施設	10-22
10-11	総費用	10-23
10-12	実施スケジュール	10-23

第11章 財務・経済分析

11-1	財務分析	11-1
11-1-1	財務分析の基本方針	11-1
11-1-2	財務分析の主要前提条件	11-1
11-1-3	土地分譲	11-5
11-1-4	電力	11-15
11-1-5	上水道	11-17
11-1-6	下水道	11-21
11-1-7	住宅	11-22
11-1-8	プロジェクト全体の収益性	11-24
11-1-9	総合評価	11-32
11-2	経済分析	11-33
11-2-1	基本方針	11-33
11-2-2	定量的な分析	11-33
11-2-3	その他の経済便益	11-40

第12章 社会環境調査

12-1	土地収用	12-1
12-1-1	土地収用の現状	12-1

12-1-2	緊急土地収用法	12-2
12-1-3	土地収用手続き	12-2
12-1-4	土地利用	12-4
12-2	水利権	12-8
12-2-1	マネサール・ドレインと農業用水	12-8
12-2-2	グルガオン運河（灌漑用水）	12-9
12-3	労働問題	12-10
12-3-1	労働力	12-10
12-3-2	労働条件	12-12
12-4	通勤交通	12-13
12-4-1	ハリヤナ州道路公社	12-13
12-5	スラム	12-17
12-6	自然環境保護	12-17
12-6-1	アラバリ自然保護区	12-17
12-6-2	スルタンプール鳥類保護区	12-17
12-6-3	環境影響評価	12-20
12-7	総論	12-22

第13章 結論及び提言

13-1	結論	13-1
13-2	提言	13-1
13-2-1	準備段階での検討課題	13-1
13-2-2	事業着手に伴う整備課題	13-3

付属書

I	ステアリングコミッティ、カウンターパート 及びJICA調査団メンバー
II	規制業種 Annex I Annex II Annex III Annex IV
III	グルガオン地域における大中規模工場の立地状況
IV	「立地適応業種選定の第2次評価」対比表
V	財務経済分析計算表

表リスト

		ページ
第1章		
表 1-6-1	IMTの土地利用 -----	1-7
表 1-6-2	開発方式 -----	1-10
第2章		
表 2-1-1	経済成長の推移 -----	2-2
表 2-1-2	インフレーション(WPI & CPI)動向 -----	2-3
表 2-1-3	最近の貿易収支 -----	2-4
表 2-1-4	主要貿易相手国及びその割合 -----	2-6
表 2-1-5	主要輸出品目の変化 -----	2-7
表 2-1-6	主要輸入品目の変化 -----	2-8
表 2-1-7	最近3ヶ年の国家予算の推移 -----	2-9
表 2-3-1	主要国直接投資許可 -----	2-22
第3章		
表 3-1-1	ハリヤナ州社会指標 -----	3-1
表 3-1-2	ハリヤナ州純生産高及び1人当たりの所得 -----	3-3
表 3-1-3	ハリヤナ州の主な農産物の収穫高 -----	3-4
表 3-1-4	ハリヤナ州工業生産指数の変化 -----	3-4
表 3-1-5	ハリヤナ州第8次5ヶ年計画及び1993/94年度予算 -----	3-5
表 3-2-1	ハリヤナ州における主な工業製品生産量 -----	3-8
表 3-2-2	業種別・地域別稼働工場数(1992) -----	3-11
表 3-2-3	ハリヤナ州の地域別工業生産高(1992) -----	3-13
表 3-2-4	業種別・地域別就業者数の推定(1992) -----	3-14
表 3-2-5	ハリヤナ州工業団地の開発状況 -----	3-18
表 3-2-6	グルガオン地域における大規模企業の立地状況 -----	3-19
表 3-2-7	グルガオン地域中小企業団地一覧 -----	3-20
表 3-2-8	ハリヤナ州の研究開発機関の概要 -----	3-20
表 3-2-9	ハリヤナ州地域別研究開発機関 -----	3-21
第4章		
表 4-1-1	デリーの人口 -----	4-1
表 4-1-2	デリーの都市部人口 -----	4-3
表 4-1-3	グルガオンの人口 -----	4-3
表 4-1-4	デリーの就業人口 -----	4-4
表 4-1-5	ハリヤナ州及びグルガオン地区の就業人口 -----	4-5
表 4-1-6	デリーの将来計画人口 -----	4-6
表 4-1-7	グルガオンの将来人口計画 -----	4-7

表 4-2-1	N C Rの住宅数	4-9
表 4-2-2	グルガオンにおける住宅開発	4-10
表 4-3-1	都市開発デベロッパーによる商業施設用地開発	4-10
表 4-3-2	グルガオン地区の医療施設	4-11
表 4-3-3	グルガオン地区の教育施設	4-12
表 4-3-4	都市開発デベロッパーによる学校用地開発	4-12
表 4-3-5	The Haryana Tourism の Tourist Complex	4-13

第5章

表 5-2-1	国道8号線交通量調査 (ニューデリーからジャイパー方面へ31kmの地点)	5-5
表 5-2-2	国道8号線交通量調査 (ニューデリーからジャイパー方面へ76kmの地点)	5-6
表 5-2-3	インド道路評議会基準 (I R C)	5-7
表 5-3-1	原水、および処理水の水質分析結果	5-12
表 5-3-2	グルガオン地区に於ける上水供給計画	5-13
表 5-3-3	浄水設備の建設計画	5-13
表 5-4-1	汚水の分析結果	5-15
表 5-4-2	汚水処理量と汚水処理設備建設計画	5-15
表 5-5-1	発電量の推移	5-16
表 5-5-2	グルガオン地域の既存変電所	5-19
表 5-5-3	ハリヤナ州の最大電力消費量の記録	5-20
表 5-5-4	グルガオン地方の電力関係整備計画	5-21

第6章

表 6-1-1	調査対象業種	6-3
表 6-2-1	アンケート回答結果	6-7
表 6-2-2	インタビュー結果	6-17
表 6-2-3	アンケート回答結果	6-19
表 6-2-4	インタビュー結果	6-31
表 6-2-5	アンケート回答結果	6-39
表 6-2-6	インタビュー結果	6-50
表 6-2-7	アンケート回答結果	6-53
表 6-2-8	インタビュー結果	6-64
表 6-2-9	アンケート回答結果	6-67
表 6-2-10	インタビュー結果	6-77
表 6-2-11	アンケート回答結果	6-79
表 6-2-12	第1次アンケート結果 (潜在投資業界リスト)	6-89
表 6-2-13	第2次アンケート結果 (潜在投資業界リスト)	6-92
表 6-3-1	国別投資認可額	6-95
表 6-3-2	産業別外国投資・技術提携承認件数・金額セクター別表 (91年8月～93年7月累計)	6-96

表 6-3-3	1993年のデリーと隣接4州における外国企業提携認可件数	6-97
表 6-3-4	外国企業提携認可件数	6-97
表 6-3-5	外国企業提携認可件数実績	6-98
表 6-3-6	モデル工業団地（IMT）潜在投資企業数	6-99
表 6-3-7	モデル工業団地潜在投資家リスト	6-100
表 6-3-8	モデル工業団地潜在投資需要	6-105

第7章

表 7-2-1	立地適応業種選定作業のための候補業種の抽出	7-5
表 7-2-2	立地適応業種選定の評価基準（第二次評価）	7-11
表 7-2-3	立地適応業種の選定	7-12
表 7-2-4	一工場当たり立地原単位	7-17
表 7-2-5	IMT立地業種の立地原単位（総括表）	7-19
表 7-3-1	住宅の整備内容	7-20
表 7-3-2	IMTの住宅建設規模	7-27
表 7-3-3	IMTの従業員数と居住者数	7-28
表 7-3-4	IMTの住宅戸数と住居人口	7-29
表 7-3-5	ユーティリティ施設の用地面積	7-34
表 7-3-6	住宅及び都市施設の整備規模	7-34
表 7-3-7	住宅及び都市施設における用水、電力、エネルギー需要	7-35
表 7-4-1	IMTの構成施設	7-37
表 7-4-2	第一次評価の結果	7-45
表 7-4-3	ケース1の長所・短所の検討	7-53
表 7-4-4	ケース2の長所・短所の検討	7-56
表 7-4-5	ケース3の長所・短所の検討	7-59
表 7-4-6	ケース4の長所・短所の検討	7-62
表 7-4-7	ケース5の長所・短所の検討	7-65
表 7-4-8	ケース6の長所・短所の検討	7-68
表 7-4-9	開発事業主体と資金の組合せ	7-72
表 7-4-10	品質面からの評価結果	7-73

第8章

表 8-1-1	住宅及び都市施設の配置	8-5
表 8-2-1	IMT付近国道8号線の交通量（1993年2月）	8-14
表 8-2-2	国道8号線の年間交通量	8-14
表 8-2-3	国道8号線59.9Km地点の交通予測	8-16
表 8-2-4	IMT完成後（2010年）のトリップ数/日の推定	8-18
表 8-2-5	IMT完成後（2010年）のトリップマトリックスの推定	8-19
表 8-3-1	水道水の水質基準	8-32
表 8-3-2	上水使用量計画諸元	8-39
表 8-4-1	排水水の基準	8-59

表 8-4-2	工場廃水の計画諸元	8-63
表 8-4-3	工場廃水の直接放流の可否と流量	8-64
表 8-4-4	PRECIPITATION DATA	8-96
表 8-5-1	電力需要の算出	8-113
表 8-5-2	I M T電力供給システムの主な施設	8-114
表 8-5-3	I M T発電所の機器リスト	8-118
表 8-5-4	I M T発電所の付帯設備(土木・建築)	8-119
表 8-5-5	建設工事期間中の推定必要電力量	8-124
表 8-5-6	I M T近郊の移設を必要とする送配電線	8-125
表 8-5-7	関連機関との取り合い	8-126
表 8-6-1	回線の需要予測	8-130
表 8-8-1	各業種ごとのI S W排出量	8-146
表 8-8-2	グルガオン周辺での採取水の分析結果	8-150
表 8-8-3	鉄鋼・紙パルプ製造業の粉塵基準	8-151
表 8-8-4	騒音基準(インド)	8-152
表 8-8-5	公害排出型製造業	8-154

第9章

表 9-3-1	I M T P Cの実施計画	9-17
表 9-4-1	道路管理方法	9-18
表 9-4-2	公園・緑地管理方法	9-19
表 9-4-3	給水管理方法	9-22
表 9-4-4	排水管理方法	9-24
表 9-4-5	電力管理方法	9-26
表 9-4-6	住宅管理方法	9-30

第10章

表 10-3-1	土地造成に必要な直接工事費	10-3
表 10-3-2	道路建設に必要な直接工事費	10-3
表 10-3-3	植栽工事に必要な直接工事費	10-4
表 10-3-4	共同溝建設に必要な直接工事費	10-4
表 10-3-5	配電網の建設に必要な直接工事費	10-5
表 10-3-6	給水管の建設に必要な直接工事費	10-5
表 10-3-7	排水管の建設に必要な直接工事費	10-6
表 10-3-8	雨水集水準の建設に必要な直接工事費	10-7
表 10-3-9	雨水処理設備の建設に必要な直接工事費	10-8
表 10-3-10	I M Tの基本インフラ整備に関する直接工事費	10-8
表 10-4-1	国道8号線の改修に必要な直接工事費	10-10
表 10-5-1	パイプラインの建設費	10-11
表 10-5-2	ガスタービンの発電所の建設費	10-12
表 10-5-3	送変電設備の建設費	10-13
表 10-5-4	M a n e s a r変電所の移設費用	10-13

表 10-5-5	電力設備に関する直接工事費	10-14
表 10-7-1	浄水場設備、送水管及びIMT内配水設備建設費	10-16
表 10-8-1	排水放流のための設備の建設に必要な工事費	10-17
表 10-8-2	排水処理設備、汚泥処理設備建設費	10-18
表 10-10-1	都市・商業施設の直接工事費	10-22
表 10-11-1	総費用	10-24

第11章

表 11-1-1	Assumed Land Sale (Case-A)	11-3
表 11-1-2	Assumed Land Sale (Case-B)	11-4
表 11-1-3	土地造成の借入金条件	11-5
表 11-1-4	電力・上下水道および住宅設備の借入金条件	11-5
表 11-1-5	土地造成出費スケジュール	11-6
表 11-1-6	土地の販売可能価格および内部収益率	11-6
表 11-1-7	土地の販売の内部収益率	11-7
表 11-1-8	電力設備の出費スケジュール	11-7
表 11-1-9	電力供給可能価格および内部収益率	11-9
表 11-1-10	上水の需要 (Case-A)	11-9
表 11-1-11	上水の需要 (Case-B)	11-10
表 11-1-12	Estimation of Water Treatment Cost	11-12
表 11-1-13	上水供給可能価格および内部収益率	11-14
表 11-1-14	排水処理費用および内部収益率	11-14
表 11-1-15	住宅の賃貸料	11-15
表 11-2-1	工業生産の増加に伴う付加価値の増加予測	11-30
表 11-2-2	IMTの開発量	11-33
表 11-2-3	IMTへの投資規模予測	11-34
表 11-2-4	経済便益と経済費用	11-35
表 11-2-5	IMTの開発および工場建設の生産誘発額	11-36

第12章

表 12-1-1	グルガオン地区における主要農作物	12-6
表 12-1-2	年間農作業	12-7
表 12-3-1	グルガオン産業訓練所女子訓練性受け入れ人数	12-11
表 12-3-2	ハリヤナ州農業労働者および熟練工に支給された賃金	12-12
表 12-4-1	ハリヤナ道路交通公社のバス路線および時刻表	12-15

図リスト

ページ

第1章

図 1-3-1	グルガオン候補地位置図	1-3
図 1-5-1	業務の実施フロー	1-6

第2章

図 2-1-1	主要輸出入品目（1993年4月～1994年9月）	2-5
図 2-3-1	主要国の直接投資許可累計（1991年～1994年6月）	2-21
図 2-3-2	業種別直接投資許可金額	2-23
図 2-3-3	主要分野の投資形態（1991年8月～1993年12月）	2-24
図 2-3-4	州別外国投資許可件数・許可額（1993-94年）	2-25

第3章

図 3-1-1	ハリヤナ州の主要都市	3-2
図 3-2-1	デリー近郊の工業都市	3-9
図 3-2-2	ハリヤナ州工業団地分布図	3-17

第4章

図 4-1-1	デリー近郊候補地位置図	4-2
図 4-1-2	首都圏開発計画の対象エリア	4-6
図 4-1-3	首都圏開発計画におけるグルガオンの位置	4-8

第5章

図 5-1-1	IMT候補地	5-2
---------	--------	-----

第6章

図 6-1-1	調査方法および手順	6-2
図 6-2-1	投資検討要因の重視度	6-21
図 6-2-2	投資検討要因の重視度	6-41
図 6-2-3	投資検討要因の重視度	6-55
図 6-2-4	投資検討要因の重視度	6-69
図 6-2-5	投資検討要因の重視度	6-81

第7章

図 7-2-1	立地適応業種の選定及び開発規模の想定フロー図	7-2
図 7-2-2	I M T立地適応業種の選定作業における要素連関図	7-4
図 7-4-1	I M Tの構成要素	7-36
図 7-4-2	評価のステップ	7-43
図 7-4-3	開発方式概念図(ケース1)	7-54
図 7-4-4	開発方式概念図(ケース2)	7-57
図 7-4-5	開発方式概念図(ケース3)	7-60
図 7-4-6	開発方式概念図(ケース4)	7-63
図 7-4-7	開発方式概念図(ケース5)	7-66
図 7-4-8	開発方式概念図(ケース6)	7-69

第8章

図 8-1-1	LAND - USE PLAN of THE I M T	8-6
図 8-1-2	工業配置図	8-7
図 8-1-3	SITE GRADING PLAN	8-10
図 8-1-4	PROFILE OF SITE GRADING	8-11
図 8-1-5	TYPICAL SECTION OF BUND	8-12
図 8-2-1	I M Tと国道8号線の交差点でのピークフローの推定	8-20
図 8-2-2	I M Tの国道8号線の標準横断面図	8-23
図 8-2-3	I M T及び国道8号線交差点の詳細	8-25
図 8-2-4	I M Tの道路計画	8-28
図 8-2-5	I M Tの標準道路横断	8-29
図 8-3-1	浄水場設備概念フローシート	8-51
図 8-4-1	廃水処理システムバランス図	8-60
図 8-4-2	工場廃水/雑排水流量合成図	8-69
図 8-4-3	工場廃水/生活雑排水系管渠 Sizing	8-70
図 8-4-4	排水処理設備概念フローシート	8-86
図 8-4-5	汚泥処理設備概念フローシート	8-87
図 8-4-6	STORMWATER DRAINAGE CATCHMENT	8-91
図 8-4-7	SITE AREA DRAINAGE CAYOUT PLAN	8-92
図 8-4-8	降雨強度曲線	8-97
図 8-4-9	STORMWATER DRAINAGE PLAN	8-100
図 8-4-10	TYPICAL PLAN OF DRAINAGE SYSTEM (1/2)	8-101
図 8-4-11	TYPICAL PLAN OF DRAINAGE SYSTEM (2/2)	8-102
図 8-4-12	TYPICAL ROAD CROSS SECTIONS FOR DRAINAGE (FOR CLASS - 1&4 ROAD)	8-103
図 8-4-13	TYPICAL ROAD CROSS SECTIONS FOR DRAINAGE (FOR CLASS - 2&3 ROAD)	8-104
図 8-4-14	TYPICAL ROAD CROSS SECTIONS FOR DRAINAGE (FOR CLASS - 5 BOULEVARD)	8-105
図 8-5-1	I M T発電設備及び主変電所配置図	8-117

図 8-5-2	燃料系統構成図	8-120
図 8-5-3	電気系統構成図	8-122
図 8-5-4	送電線ルート及びガスパイプラインルート	8-123
図 8-6-1	通信施設の回路構成案	8-134
図 8-6-2	光ケーブルルート図	8-135
図 8-6-3	I M T 交換局子局の配置案	8-136
図 8-7-1	UTILITY DUCT ARRANGEMENT	8-141
図 8-7-2	TYPICAL SECTION OF UTILITY DUCT	8-142
図 8-7-3	TYPICAL SECTION OF JUNCTION OF UTILITY DUCT	8-143
図 8-7-4	SERVICE CONNECTION OF UTILITY DUCT	8-144
図 8-8-1	グルガオン候補地周辺のサンプル水の採取地点	8-149

第 9 章

図 9-3-1	運営・管理態勢組織図	9-13
---------	------------	------

第 10 章

図 10-12-1	造成およびインフラストラクチャー整備スケジュール	10-26
図 10-12-2	建物建設スケジュール	10-27

第 12 章

図 12-6-1	季節による風向変化	12-19
図 12-6-2	E I A フローチャート	12-21

略 語

CDOT	:	Central Department of Telecommunication
CII	:	Confederation of Indian Industry
CPCB	:	Central Pollution Control Board
CPHEEO	:	Central Public Health Environmental Engineering Organization
CTCP	:	Chief Town and Country Planner
DI	:	Directorate of Industries
DID	:	Department of Industrial Development
DMA	:	Delhi Metropolitan Area
DOE	:	Department of Electronics
DOT	:	Department of Telecommunications
DUT	:	Delhi Urban Territory
DTA	:	Domestic Tariff Area
EIS	:	Environment Impact Statement
EOU	:	Export Oriented Unit
EPCG	:	Export Promotion Capital Goods
EPZs	:	Export Processing Zones
FERA	:	Foreign Exchange Regulations Act
FIPB	:	Foreign Investment Promotion Board
F/S	:	Feasibility Study
GAIL	:	Gas Authority of India Limited
GDE	:	Gross Domestic Expenditure
GDP	:	Gross Domestic Production
GVA	:	Gross Value Added at Factor Cost
HSEB	:	Haryana State Electricity Board
HSIDC	:	Haryana State Industrial Development Authority
HSPCB	:	Haryana State Pollution Control Board
HUDA	:	Haryana Urban Development Authority
IAG	:	Industrial Assistance Group
I & C	:	Industrial & Commerce
IDBI	:	Industrial Development Bank of India
IDR	:	Industries' Development and Regulations Act 1951
IETF	:	Indian Engineering Trade Fair
IFCI	:	Industrial Finance Corporation of India
IIC	:	Indian Investment Center
IMT	:	Industrial Model Town
JICA	:	Japan International Cooperation Agency
L/I	:	Letter of Intent
LUT	:	Legal Undertaking
MOC	:	Ministry of Communication
MOST	:	Ministry of Surface Transport

MRTP	:	Monopolies and Restrictive Trade Practices Act, 1969
M/S	:	Master Plan Study
MUSS	:	Master Unit Substation
NCR	:	National Capital Region
NEXIM 91	:	The Exim Policy 1991
NFE	:	Net Foreign Exchange Earnings
NH	:	National Highway
NIP 91	:	New Industrial Policy
NOIDA	:	The New Okhla Industrial Development Authority
NRI	:	Non Resident Indian
NTPC	:	National Thermal Power Corporation Ltd.
PAB	:	Project Approval Board
PHED	:	Public Health Engineering Department
PMP	:	Phased Manufacturing Programmes
PWD	:	Public Works Department
RABMN	:	Remote Area Business Message Network
RBI	:	Reserve Bank of India
RLU	:	Remote Line Unit
Rs	:	Rupee
SDP	:	State Domestic Product
SEB	:	Special Empowered Board
SFC	:	State Financial Corporation
SIA	:	Secretariat For Industrial Approval
SPA	:	School of Planning and Agriculture
SSI	:	Small-Scale Industry
SWA	:	Single Window Agency

Unit and Measure

Crore	:	10 Million Rupee
Lakh	:	0.1 Million Rupee
KLD	:	Kilolitre per day
MLD	:	Million Litre per day

第 1 章 調査の概要

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景

(1) インドでは91年に発表された新経済政策に伴い経済自由化の促進が決定し、今までの保護主義的な産業体質から国際競争力を持った産業体制への移行が緊急の課題となっている。

この目的を達成するためには、従来不備であった近代的産業向けインフラストラクチャーの整備、産業技術水準の回復・向上、旧式で生産効率の悪い設備の更新・改善等が必須であり、それと同時に外国からの技術や資金導入のため、ソフト面での投資環境の改善が必要となっている。

(2) 89年3月、インドで開催された第18回日印調査委員会合同会議では、日本側委員から外国投資を誘致するためのインフラを整備した国際水準を有する工業団地の建設が提案され、これを受け91年8月、インド政府は日本国政府に工業団地建設計画にかかる開発調査の実施を要請した。

(3) 本要請に基づき国際協力事業団は91年10月にプロジェクト選定確認調査を、また92年3月にプロジェクト形成基礎調査を実施し、これらの結果を受け、92年7月末に事前調査団をインドに派遣した結果、8月7日に本件マスタープラン調査実施に関するS/Wが調印された。

(4) 上記S/Wに基づき、バンガロール近郊（ビダディ及びサトヌール）及びデリー近郊（ノイダ及びグルガオン）の4候補地の中からIMTに最適なサイトをリコメンドし、選定されたサイトに対するIMTの概念設計を行うマスタープラン調査が実施された（1992年10月～1993年12月）。

(5) マスタープラン調査結果に基づきIMTに最適なサイトとしてグルガオンがリコメンドされた。そして、そのF/S調査実施に関するS/Wが94年2月21日締結された。本調査はそのS/Wに従って実施されたものである。

1-2 調査の目的

本件プロジェクトは、外国資本・技術を導入し、雇用機会の創出、技術・経営手法の移転、インド産業界全体のレベルアップ等を図るべく、外国企業及びインド国内企業を誘致できるような国際水準のインフラを有するモデル工業団地（IMT）の建設にかかる計画を、デリー近郊のハリヤナ州グルガオンにおいて、策定するものであり、本件調査は同計画の概念設計の策定及び財務的、経済的フィージビリティの確認を行うことを目的とする。

1-3 調査対象地域

グルガオン候補地を中心とするハリヤナ州とする。(図1-3-1参照)また、投資需要調査はインド、日本、米国、英国、独国、シンガポールを対象とする。

1-4 調査業務の範囲

調査業務の範囲は以下のとおりである。

(1) マスタープラン調査内容のレビュー

- 1-1 インド経済の動向：大要
- 1-2 投資環境：大要
- 1-3 外資・合併企業活動の現状
- 1-4 投資需要調査の結果
- 1-5 グルガオンIMT候補地周辺の現況
- 1-6 提言
- 1-7 IMTの概念設計

(2) 投資需要調査

- 2-1 インドへの投資の可能性
- 2-2 グルガオン候補地への投資の可能性
- 2-3 投資家意向調査

(3) 外国投資促進調査

- 3-1 IMT促進のための組織強化
- 3-2 広報努力
- 3-3 産業ライセンス・システムの改善
- 3-4 産業政策整備のための実務的手法の開発
- 3-5 IMTに対し適応可能なその他手法

(4) ハリヤナ州内及び周辺並びにグルガオン候補地現況調査

- 4-1 地形・土地利用
- 4-2 インフラストラクチャー(上水道、電力、通信、交通、下水・廃水、産業廃棄物)
- 4-3 アクセス
- 4-4 工業サブセクター

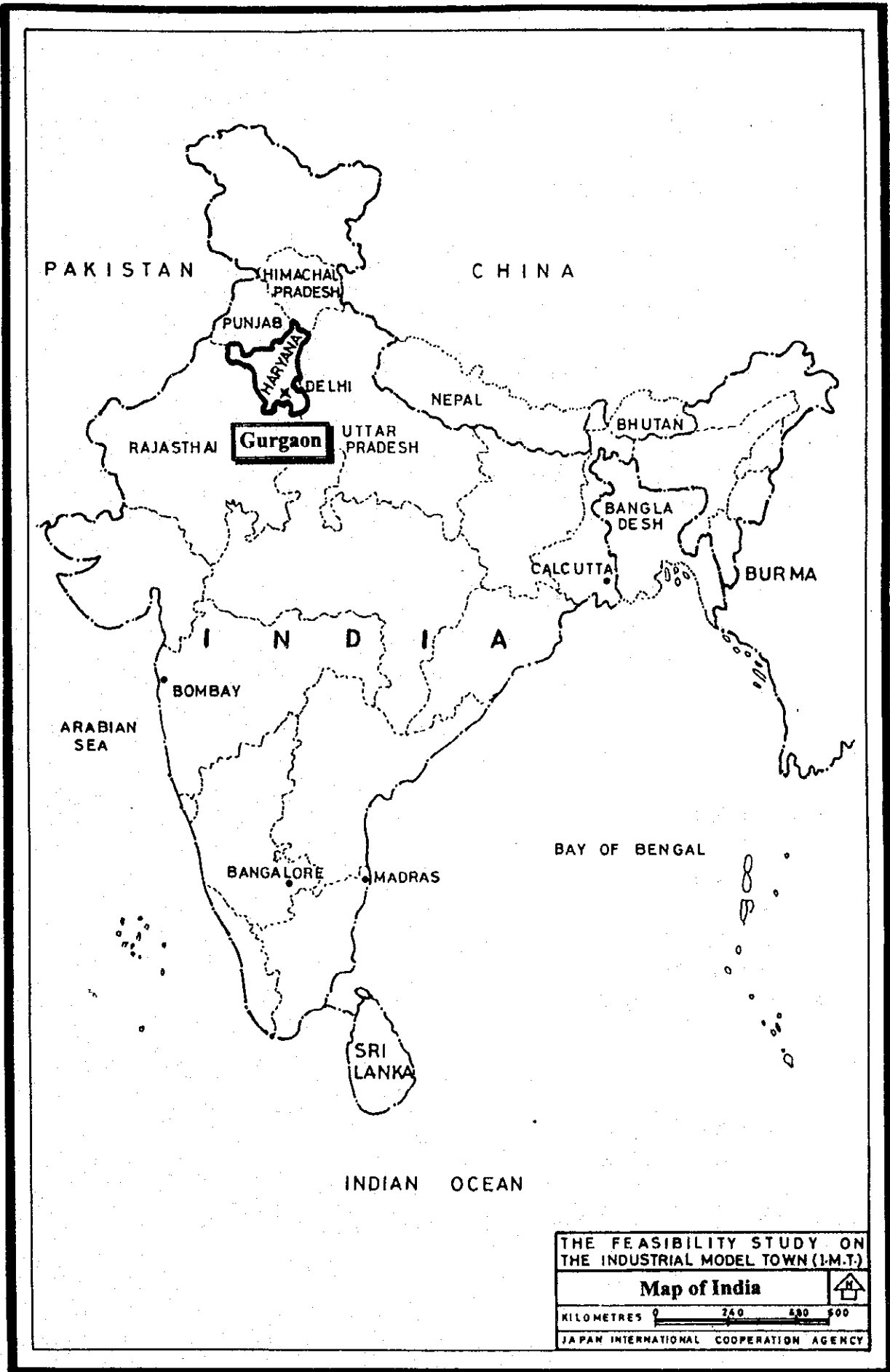


図1-3-1 グルガオン候補地位置図

- 4-5 工業生産
- 4-6 既存工業団地
- 4-7 労働力
- 4-8 訓練・教育・研究施設
- 4-9 住宅状況
- 4-10 医療・衛生施設
- 4-11 都市アメニティー
- 4-12 社会環境状況

(5) グルガオン候補地のための概念設計の形成

- 5-1 投資可能業種
- 5-2 開発規模（ゾーニング及びレイアウト）
- 5-3 土地利用
- 5-4 交通計画
- 5-5 土地造成計画
- 5-6 インフラストラクチャー
- 5-7 運営管理システム
- 5-8 建設スケジュール及び手法
- 5-9 コスト積算

(6) 社会環境アセスメント

- 6-1 土地収用
- 6-2 労働問題
- 6-3 スラム化
- 6-4 水利権
- 6-5 アクセス道路
- 6-6 交通量予測
- 6-7 廃水からの土壌保全

(7) 評価

- 7-1 経済及び財務評価
- 7-2 社会及び環境影響

(8) 結論及び提言

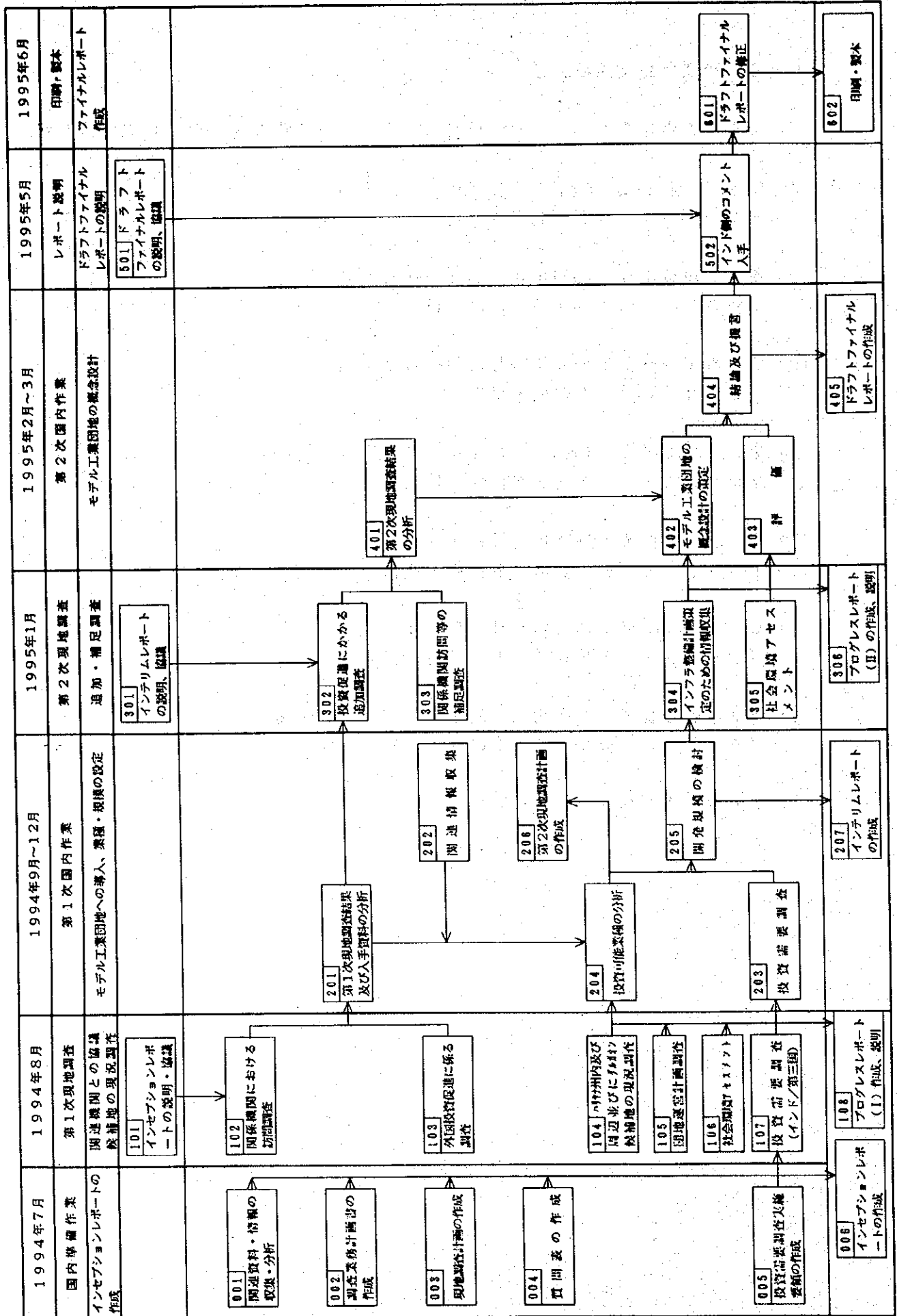
1-5 調査業務実施の工程

本調査は国内作業とインドでの現地調査とからなる作業を次の工程で実施した。

- (1) 国内準備作業：1994年7月初旬～7月下旬
・インセプションレポート作成・提出
- (2) 第1次現地調査：1994年8月2日～8月31日
・プログレスレポート（Ⅰ）作成・提出
- (3) 第1次国内作業：1994年9月初旬～12月下旬
・インテリムレポート作成・提出
- (4) 第2次現地調査：1995年1月4日～2月2日
・プログレスレポート（Ⅱ）作成・提出
- (5) 第2次国内作業：1995年2月初旬～3月下旬
・ドラフトファイナルレポート作成・提出
- (6) レポート説明：1995年5月11日～5月25日
・ドラフトファイナルレポートの説明・協議
- (7) ファイナルレポート作成：1995年5月下旬～6月下旬
・ドラフトファイナルレポートの修正

以上の調査業務フローを図1-5-1に示す。

図 1 - 5 - 1 業務の実施フロー



1-6 調査の成果

本調査の最終成果を本報告にとりまとめた。

1-6-1 報告書の構成

本報告書は第1章～第13章で構成されているが第7章で大きく2分されている。つまり第1章～第6章はマスタープラン調査のレビュー及び補足調査を中心に行っており、第7章で第8章以降の概念設計の前提となる開発条件の整理を行っている。IMTの概念設計はマスタープランでも行なわれているが本調査ではIMTの開発条件を再検討し第8章以降に展開した。

1-6-2 調査結果

(1) 開発規模

マスタープラン調査(M/P)段階で計画されたIMTの土地利用及び構成施設について本調査(F/S:フィージビリティ・スタディ)で再度検討した結果、大概M/P計画内容と同様である。すなわち工業地区400ha、住宅地区200haの計600haの開発規模となる。

M/PとF/Sでの土地利用比較を表1-6-1に示す。

表1-6-1 IMTの土地利用 (単位: ha)

	M/P		F/S	
	工業地区	住宅地区	工業地区	住宅地区
工場用地	288		267	
住宅用地	低密度			20
	中密度			39
	高密度		14	39
	(小計)		(14)	(98)
学校				7
センター地区	10	30		37
レクリエーション用地		8		
交通関連施設用地				1
ユーティリティ用地	10	7	10	4
公園・緑地	28	23	47	22
道路用地	64	32	62	31
合計	400	200	400	200

注: F/Sでは、コミュニティ施設(コミュニティセンター及びヘルスケアセンター)等も、センター地区に含めている。

(a) 絞り込んだ投資需要調査結果

投資需要調査結果から投資需要調査対象国（インドを除く）及びその他の国々からの潜在投資企業数は99社、必要面積329haと推定した。

	投資需要調査対象国	その他	計
企業数	52	47	99
面積(ヘクタール)	173	156	329

(注1)：日本、米国、英国、ドイツ、シンガポール

(注2)：製造業のみ

(b) 立地企業と開発規模の設定

上記投資需要調査結果（アンケート調査）及び立地指向性分析から、非製造業を加えて、工業ゾーンの開発規模を以下の通りとした。

	製造業	非製造業	計
企業数	64	48	112
面積(ヘクタール)	220	47	267

(2) 開発効果

本プロジェクトがもたらす開発効果は次の通り推定された。

(a) 経済分析

経済的內部収益率 (EIRR)	29.6%
生産に伴う付加価値の増加	283.6億ルピー/年
雇用の増大	29,890人の雇用増（現在のグルガオンの工場労働者数22,847人の約1.26倍、ハリヤナ州の工場労働者数の10%に相当） 所得の増加27.7億ルピー/年
地域経済へのインパクト	IMTの開発費：180.8億ルピー 工場の建設費：210.6億ルピー 上記の総投資額はハリヤナ州のGDPの約25%に相当。

(b) 財務分析

土地の販売価格をUS \$ 50/m²とした場合の内部収益率 (ROI) は次のとおりである。

	販売期間	
	10年間	5年間
ROI (税引き前)	8.0%	12.8%
ROI (税引き後)	4.6%	7.4%

(3) 開発方式

IMT構成施設は資金回収が可能な施設と期待できない施設が混在しているが、それらの開発事業主体、資金源、資金回収方法を施設別に表1-6-2に示した。

表 1-6-2 開発方式

I M T 構成施設	コスト (百万ルピー)	開発事業主体			資金源(百万ルピー)				資金回収方法
		州政府	第三者-	民間	州政府 (A)	インド 民間 (B)	外国の 公的資金 (C)	外国の 民間資金 (D)	
1. 土地取得	1,500	○(A)			1,500				土地分譲
2. 土地造成	1,867		○(D)				1,867		土地分譲
3. 国道 8 号線(7741st-ハ-)	269	○(C)				269			土地分譲
4. 発電	4,113	○(C)				4,113			使用料
5. 送信	221	○(C)				221			使用料
6. 上水道	747	○(C)				747			使用料+補助金
7. 下水道	585	○(C)				585			使用料+補助金
8. 産業廃棄物処理	63		○(C)				63		使用料
9. 住宅	高密度住宅(4階建) E W S 向け住宅	○(C)				790			賃貸料
	高密度住宅(10階建) 中密度住宅			○(B)		6,339			分譲
10. 都市施設	プロセ-ジョンセンター						448		土地分譲
	公共施設(カンセンタ-他)	○(C)				647			一部利用料
	商業施設(ショップピクセンタ-他)			○(B)		2,167			分譲
合 計	19,756	8,872	2,378	8,506	1,500	7,883	1,867		

第2章 最近のインド経済と産業政策

THE HISTORY OF THE

REPUBLIC OF THE UNITED STATES OF AMERICA

FROM THE FOUNDATION OF THE COLONIES TO THE PRESENT

BY

JOHN F. JOHNSON

NEW YORK: THE UNIVERSITY PRESS, 1912

第2章 最近のインド経済と産業政策

2-1 経済概況

M/P調査では1980-81年から1990-91年までの過去約10年間の経済動向の分析を行っている。従って、本調査ではそれ以降の最近の経済状況について概観する。

インド経済は1991年の危機的状況（外貨準備高約10億ドルまで減少、インフレーション年17%まで上昇、経済成長率1.1%まで下落）からの復興をみごとに成し遂げた。すなわち1991-92年に始まった経済再構築は1992-93年には外貨準備高を64億ドルまで増加させ、インフレーションを7%におさえ、経済成長を4%まで引き上げた。

1993-94年度エコノミックサーベイによれば、インド政府は引き続き経済改革を続行し、さらに、①経済構造を変革し、競争力のある経済を確立する、②雇用創出機会の拡大のため労働集約的産業の成長を目指す、③マクロ経済の安定及び国際収支の改善のため、引き続き財政を緊縮するとしている。

最近の経済概況は以下のとおりである。

2-1-1 経済成長

(1) GDP

中央統計局(CSO)の推定によれば、1993-94年のGDP(要素費用表示)は3.8%で、うち農業2.3%、製造業2.5%、公共事業及びサービス業は3.8%から8.1%の伸びであると予想される。総経済成長は1991-92年の3倍以上になると予想されるが、第8次5ヶ年計画からは5.6%下廻ることになる。表2-1-1は最近の経済成長の傾向を示している。

(2) 農工業生産

1993-94年度エコノミックサーベイによれば、工業成長は鉱業、採石業のマインス1.6%、製造業の1%が影響して1993-94年の最初の7ヶ月は約1.6%(1992-93年は1.8%)であった。発電は1993-94年の最初の7ヶ月は7.6%と順調な伸びを示した。インフラストラクチャー産業は1993年4月～12月まで5.1%の成長を記録した。農業及びそれに準ずる産業の付加価値成長は1993-94年に2.3%と推測される。

表 2-1-1 経済成長の推移

Item	1980-81	1990-91	1991-92	1992-93
GDP (in Rs. 10 million)				
at current prices	122,427	475,604	551,552	627,913
at 1980-81 prices	122,427	211,260	213,590	222,089
Annual growth rate (%) at 1980-81 prices	7.2	4.9	1.1	4.0
GNP (in Rs. 10 million)				
at current prices	122,772	468,059	540,143	616,504
at 1980-81 prices	122,772	207,488	208,651	217,597
Annual growth rate (%) at 1980-81 prices	7.3	4.7	0.6	4.3
Population and Growth Rate				
Population (Million)	683	846	862(*)	879(*)
Average annual growth rate (%)	2.22	2.38	1.89	1.97
GDP per capita at 1980-81 prices (in Rupees)	1,792	2,497	2,478	2,527
Annual growth rate (%) at 1980-81 prices	--	3.93	0.0	1.98

Note: (*) As of 1st March 1992 and 1993 respectively, based on population projections

Source: Compiled from Economic Survey 1993-94, Government of India

(3)インフレーション

卸売物価指数（WPI）及び消費者物価指数（CPI）の変動を示す“インフレ”は1990年11月には年率 10.5%と2ケタ台まで大きくなり、1991年9月には16.3%とピークをむかえた。その後、“インフレ”率は下降し、1993年には7.1%にまで減少した。“インフレ”率の減少傾向は1993年8月に8%となるまで続いたが、再び上昇した。消費者物価指数における“インフレ”は卸売物価指数におけるものと過去3年間ほとんど平行している。1994年1月29日の年間の“インフレ”は8.2%である。1990-91年～1993-94年のインフレーション（WPI & CPI）動向を表2-1-2に示す。

表 2-1-2 インフレーション（WPI & CPI）動向

年 度	W P I	C P I	前 年 比 増 (%)	
			W P I	C P I
1990-91	191.8	201.0	12.1	13.6
1991-92	217.8	229.0	13.6	13.9
1992-93	233.1	243.0	7.0	6.1
1993-94	251.1(*)	264.0(**)	8.2(*)	8.6(**)

(注) : (*)1994年1月29日 (**)1993年12月

CPI refers to industrial workers

(出所) : エコノミックサーベイ (1993-94)、インド政府

2-1-2 国際収支 (BOP)

国際収支 (BOP) は1993-94年に飛躍的に改善した。1993年4月～12月までの貿易赤字は7.32億ドルで、これは1992年の貿易赤字の1/5以下である。この年の終わりまでに貿易赤字は10億ドルと予想され、僅かな貿易黒字が貿易外収支に予想される。1993-94年の赤字はGDPの0.5%以下と予想されており、これは1977-78年以来の最も小さな数字である。外貨保有高は1994年2月4日現在、109億ドルである。

(1) 貿易収支

貿易においては過去2年間で確実な進歩があった。すなわち輸出は1993-94年ドル建てで20%の増加、輸入は過去2年間の大規模な輸入開放政策にもかかわらず4%におさえられた。1993-94年の最初の9ヶ月の貿易赤字は7.32億ドルで、これは1992-93年の同期間の1/4以下に過ぎない。

表 2-1-3 最近の貿易収支

(単位：百万ドル)

年 度	輸 出	輸 入	貿易収支
1980-81	8,486	15,869	- 7,383
1990-91	18,143	24,075	- 5,932
1991-92	17,865	19,411	- 1,546
1992-93	18,537	21,882	- 3,345
1993-94(*)	15,682	16,414	- 732

(注)：* 1993年4月から12月(最初の9ヶ月間)

(出所)：エコノミックサーベイ(1993-94)、インド政府

(2) 輸出

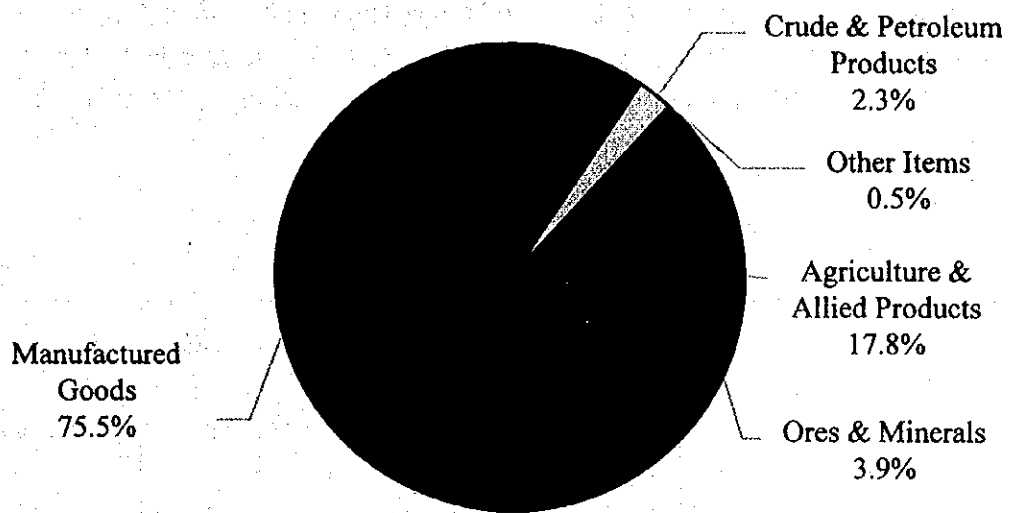
1993-94年の輸出は前年より拡大した。上四半期の輸出の伸びはドルベースで27.8%増であった。これは外部セクターの重要な改善の根拠となった。輸出は最も高い来年以降の輸入の伸び率を吸収するためにもドル建てで15%以上の伸びを続けなければならないと予測される。最初の9ヶ月、ドル建てで輸出は19.9%の伸びを示し、これは1992-93年の同期間の3.4%を遙かに上廻り、1990-91年の同期間の9.2%をも上廻っている。1993-94年の上半期の農業輸出は38%、製造業は19%の伸びを示している。

製造業において最も高い伸びを示したのは、プラスチック・リノリユームの119%、次いで宝石の37%、金属の30%となっている。

(3) 輸入

1992-93年の12.7%と比較し、1993-94年の伸びは4%以下になると予想される。1993年4月～12月の輸入額は166億ドルである。POL(石油、オイル、潤滑油)関連の輸入は1993-94年の最初の9ヶ月間で42.91億ドルで、前年同時期に比較して10.1%のマイナスである。1993-94年の上半期におけるPOLの輸入は30.45億ドルで、全体の28.2%を占めている。同じくNon-POLの輸入は前年と比較して3.6%のマイナスである。Non-POL輸入品のうちの2/3以上を占める資本財、パール、貴金属、化学、肥料、鉄鋼といった分野では変化がなかった。

(a) 主要輸出品目



(b) 主要輸入品目

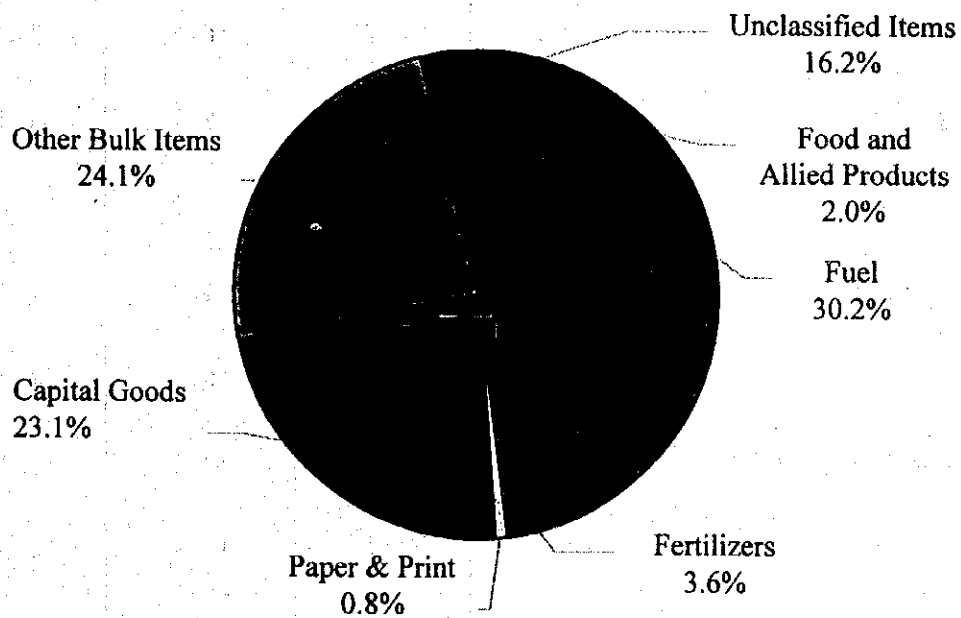


圖 2-1-1 主要輸出入品目 (1993年4月~1994年9月)

(4) 貿易相手国

ロシア及び東ヨーロッパとの貿易協定の崩壊で、インドの貿易相手国が変化するという重要な局面をむかえた(1992-93)。エコノミックサーベイ1993-94によれば、ロシア(以前のソ連)への輸出は1990-91年の輸出全体の16.1%を数えたが、1992-93年には3.2%へ下落した。最も大きな貿易相手国はアメリカで、1992-93年の総輸出の18.8%、総輸入の9.7%を占める。主要貿易相手国及びその割合を表2-1-4に示す。

表 2-1-4 主要貿易相手国及びその割合

(%)

国名	輸 出		輸 入	
	1991-92	1992-93	1991-1992	1992-93
英 国	6.4	6.5	6.2	6.3
ドイツ	7.1	7.7	8.0	7.5
その他E C 諸国	13.5	14.0	15.0	16.1
アメリカ	16.4	18.8	10.3	9.7
日 本	9.2	7.7	7.1	6.4
ロシア(*)	9.2	3.2	3.8	1.2
その他東欧諸国	1.8	1.1	1.4	1.4
O P E C	8.7	9.6	19.9	21.7
その他発展途上国	17.5	20.3	17.1	15.1
その他	10.2	11.0	11.4	14.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) : (*) 1991-92はソビエト連邦

(出所) : D G C I & S、カルカッタ

表 2-1-5 主要輸出品目の変化

(単位：百万ドル)

Commodity Group		1991-92	1992-93
I	Agriculture & allied, of which	3,193.5	3,035.3
1	Tea	491.5	335.8
2	Tobacco manufactured	25.5	40.6
3	Oil meals	373.8	531.2
4	Sugar & molasses	63.8	37.1
5	Processed fruits & juices	33.8	42.9
6	Cotton raw including waste	124.1	67.5
II	Ores and minerals, of which	929.7	740.9
7	Coal	6.1	17.6
III	Manufactured goods, of which	13,325.5	14,151.1
8	Leather & manufactures	804.9	867.2
9	Footwear of leather	463.8	390.5
10	Gems & jewelry	2,738.2	3,051.9
11	Plastic & linoleum products	112.1	148.1
12	Manufactures of metals	484.2	585.5
13	Transport equipment	496.4	524.3
14	Iron and steel bar/rod etc.	62.0	140.2
15	Primary & semi-finished iron & steel	1,299.3	1,356.4
16	Ready made garments	2,199.2	2,388.7
17	Handicrafts	835.9	848.9
IV	Crude & petroleum products	414.7	476.2
V	Others & unclassified items	2.0	17.1
Grand Total		17,865.4	18,537.1

Source: DGC I & S, Calcutta

表 2-1-6 主要輸入品目の変化

(単位: 百万ドル)

Commodity Group		1991-92	1992-93
I	Food & allied products, of which	430.7	702.9
1	Cereals	70.3	320.1
2	Pulses	103.6	109.1
3	Edible oils	100.5	59.5
II	Fuel, of which	5,784.4	6,576.2
4	Coal	420.4	476.2
5	POL	5,364.0	6,100.0
III	Fertilizers	954.2	976.1
IV	Paper board, manufacturers & news print	197.9	166.6
V	Capital goods, of which	4,231.8	4,463.1
6	Transport equipment	371.1	461.2
7	Project goods	1,470.5	1,194.7
VI	Others, of which	4,585.6	5,274.9
8	Chemicals	1,515.1	1,619.8
9	Pearls, precious & semi-precious stones	1,957.1	2,420.6
10	Iron & steel	706.4	722.3
11	Precision instruments, optical goods, etc.	407.1	512.3
VII	Unclassified items	3,225.9	3,722.2
Grand Total		19,410.5	21,882.0

Source: DGCI & S, Calcutta

2-1-3 最近の国家予算の推移

1993-94年国家予算において経済復興への刺激策が打ち出され、国際収支をより強いものとする目的で最も高いプライオリティーは輸出に置かれた。1991-92年に導入された財政収支の回復を目的とする改善計画は1994-95年においても継続された。1992-93年の赤字は過去15年で最低の913.8億ルピー（GDPの0.6%）で、これは経済調整が成功していることを示している。

1994年2月28日マンモハン・シン大蔵大臣より1993-94年度国家予算が発表され、1994-95年の経常収入は1993-94年の7,610億ルピーから13%増の8,600億ルピーと予測された。また、同期間の予算赤字は906億ルピーから600億ルピーへ減少すると予測された。しかしながら、計画支出は1993-94年の4,600億ルピーと同レベルと予測されたが、非計画支出は1993-94年の9,785億ルピーから7.4%増の10,511億ルピーと予測された。

過去3年の国家予算を表2-1-7に示す。

表 2-1-7 最近3ヶ年の国家予算の推移（1992-93～1994-95）

（単位：千万ルピー）

項 目	1992-93	1993-94 (*)	1994-95 (**)	前年比 増 (%)
経常収入	74,128	76,166	86,084	13.0
資本収入	36,178	58,646	59,615	1.7
歳入計	110,300	134,812	145,699	8.1
非計画支出	85,958	97,846	105,117	7.4
計画支出	36,660	46,026	46,582	1.2
歳出計	122,618	143,872	151,699	5.4
経常勘定収支赤字	18,574	34,058	32,727	
予算収支赤字	12,312	9,060	6,000	
財政収支赤字	40,173	58,551	54,915	
基本収支赤字	9,138	21,051	8,915	

（注）：(*) 見込 (**) 予算

（出所）：東京銀行ニューデリーオフィス

2-2 産業政策の現状

M/P調査ではインド独立（1948年）以降からの産業政策の全貌を明らかにした。とくに1991年7月に発表された「新産業政策（NIP-91）」を軸とした外資導入促進に関連した提言を行っている。

本節では「NIP-91」以降の産業政策の改善点を整理し、M/Pレポートを補完する目的で最新の制度の概要を示すこととする。

2-2-1 最近の政策変更

(1) 「NIP-91」

1991年7月に発表された「NIP-91」は次の5項目からなる画期的な変更であった。M/Pレポートとの重複を避けるため、これらの要点のみを示す。

(a) 産業ライセンス制度

- ・安全保障上、戦略上重要な6分野（「付属書-Ⅱ」Annex I 参照）は引き続き公共部門が担当する。
- ・15分野（「付属書-Ⅱ」Annex II 参照）以外の産業については産業ライセンス制度を廃止した。

(b) 外国資本投資

- ・優先度の高い35分野（「付属書-Ⅱ」Annex III 参照）への外国資本の比率を51%まで認める。
- ・特別委員会として「外国投資促進委員会（FIPB）」を大統領府に設置し承認許可のスピード化を図る。

(c) 外国技術協定

- ・外国との技術協定に対するノウハウ及びロイヤリティの支払は特定条件に沿っていれば自動的に許可される。

(d) 公共事業部門

- ・安全保障上、戦略上重要な6分野（「付属書-Ⅱ」Annex I 参照）は引き続き公共部門が担当する。

(e) 独占・制限的取引慣行法

- ・財閥系企業、支配的企業の資産制度を撤廃した。
- ・公正取引委員会の機能を強化する。

(2) 「N I P - 9 1」以降の制度の動き

「N I P - 9 1」以降発表された主な産業規制の改正は次のとおりである。

- ・ 1992年 3月 外国為替管理法 - (大蔵大臣発表)
- ・ 1992年 3月 新貿易政策 (1992~97年) - (商業省長官発表)
- ・ 1992年 6月 配当送金規制解除 - (Press Note No.10)
- ・ 1993年 1月 外国為替管理法 - (大統領令)
- ・ 1993年 3月 外国為替管理法 - (大蔵大臣発表)
- ・ 1993年 3月 税制の改正 - (大蔵大臣発表)
- ・ 1993年 3月(*) 新鉱業政策 - (工業省、Press Note No. 3)
- ・ 1993年 4月 投資規制品目の改正 - (投資特別委員会発表)
- ・ 1993年 8月(*) リエゾンオフィース開設手続の簡素化 - (インド準備銀行 Circular No.24)
- ・ 1994年 2月(*) 税制の改正 - (大蔵大臣発表)
- ・ 1994年 3月(*) 貿易政策の改正 - (商業省長官発表)
- ・ 1994年 3月(*) 外国為替規制の自由化 - (R B I [E C D] Circular No.4)
- ・ 1994年 4月(*) P M P の全廃 - (工業省、Press Note No.1)
- ・ 1994年 5月(*) 民間/ジョイントセクターにおける E P Z の許可 - (Press Note No.42)
- ・ 1994年 5月(*) T E L E C O M 政策 1 9 9 4

以上のうち*印の改正について以下にそれらの概要を示す(それ以外は M/P レポート参照)。

(a)新鉱業政策

1991年 7月の産業政策では、まだ以下の鉱業関連分野は公共セクターに保留されていた。

- i) 鉄鉱石、マンガン、クロム、ギプス、硫黄、金及びダイヤモンド
- ii) 銅、鉛、亜鉛、スズ、モロブテン、ウォルフラム

鉱業省は1990年の鉱業政策を1991年 7月の新産業政策に鑑みレビューし、当時の鉱業政策によって公共セクターが独占的に採掘してきた13鉱物を1993年の鉱業政策に基づいて民間セクターに開放した。

[Source: Ministry of Industry (Department of Industrial Development)
Press Note No.3 (1993 Series) dated the 26th March,1993]

(b)リエゾンオフィス開設手続きの簡素化

手順の簡素化を目的に、インド準備銀行は外国企業が連絡事務を行う事務所の開設許可受付は引き続き準備銀行の外為管理局の中央オフィスが行うが、期間延長、アカウントの提出等の権限を持つ事務所は、それぞれの地域の所轄官庁に手続きするだけでよいことにした。

[Source: Reserve Bank of India, (Exchange Control Department) Central Office, Bombay A.D. (M.A.Series) Circular No.24 dated the 20th August, 1993.]

(c)外国為替規制の自由化

当座預金口座での外貨交換自由化への移行のため、インド準備銀行は以下に示す分野での外国為替規制法を撤廃した。

- (i) 個人海外旅行
- (ii) 贈与送金
- (iii) 寄付金送金
- (iv) 留学費用
- (v) サービス対価支払
- (vi) E E F C アカウント (外貨預金口座)

[Source: RBI(ECD) Bombay A.D. (M.A.Series) Circular No.4 dated 1st March, 1994]

(d)税制の改正

1994年2月28日マンモハン・シン大蔵大臣が1994-95年度の新政府予算案を発表した。(詳細は後述する。)

(e)貿易政策の改正

1994年3月30日商業省プラナブ・ムクヘルジ長官が新貿易政策(1992-97年)の一部改正を発表した。(詳細は後述する。)

(f)PMPの全廃

新産業政策91(NIP-91)の段階的国内生産計画(PMP)は新規プロジェクトでは廃止された。しかし、それ以前のプロジェクトについてはPMPは適用になっていた。これに関して1991年8月2日付プレスノート第9号(1991 Series)に明記されている。

しかし今回、既存企業についてPMPの継続の問題がレビューされ、廃止が決定された。その結果、その規定も廃止された。

[Source: Ministry of Industry (Department of Industrial Development)
Press Note No.1 (1994 Series) dated 28th April, 1994]

(g)民間／ジョイントセクターにおけるEPZの許可

輸出品生産のためのインフラ施設拡大のため、政府は民間／ジョイントセクターにEPZを許可することを決定した。

[Source: Ministry of Commerce, Notification No.42(PN)/92-97
dated 31st May, 1994]

(h)道路プロジェクトの非居住インド人、外国投資家及び民間セクターへの開放

非居住インド人や外国投資家を含む民間セクターへ、ハイウェイや橋といった道路施設プロジェクトの資金、建設、整備、運営が許可される。

事業主は利用者から特定の期間、料金の徴収が許される。料金は事業主が定め、政府の審議をもって決定できる。

(i)TELECOM政策1994

インド政府は世界のマーケットでのインドの競争力を向上させ、輸出を急速に増加させるねらいで新経済政策を採用した。もうひとつの新経済政策の要素としては、外国からの直接投資及び国内投資への刺激であった。このため世界的な水準での通信サービスは、この政策を成功させるためには必要なものであるとし、通信サービスの開発に最大のプライオリティーを与えることとした。

2-2-2 税制の改正

毎年、インドでは新年度の予算発表と同時に産業政策の一部が改正され、実行に移されている。

以下に1994-95年度予算の新経済政策と税制の改正の要点を列挙する。

(1) 新経済政策 (94/95年度予算)

(a) ルピーは市場相場で自由に交換できる。これによりすべてのビジネスにおける外貨交換、海外旅行、留学、医療費等における外貨交換は自由化される。

(b) 130億ドルと推定される歳出面での改善及び十分な外貨準備金によって、IMF ローンを予定よりも早く返済する。その額は元利合計14億ドルで、1994-95年度の初めに返済される。

(c) 輸出業者の受取外貨に対する外貨預金保有比率が15%から25%へ引き上げられる。100%輸出型企業、EPZ内の企業、エレクトロニック・ハードウェア・テクノロジー・パークの企業及びソフトウェア・テクノロジー・パークの企業は50%に引き上げる。

(d) 全インド金融公社 (All India Financial Institution) によって延長されたローン金利を1%引き下げる。商業銀行の最低リーディングレートも15%から14%へ引き下げる。

(e) 保険分野における前向きな規制緩和という R.N. Malhotra 委員会の提言を検討する。

(f) 物品税の対象品目の価値が課税対象者自身によって査定され、その価格リストを提出するという現行の制度を今後、物品が届いた時点で課税対象者が明細書による価値を基に税金を払うことにする。

(g) 非居住インド人 (NRI) の取扱いを国内での滞在期間181日まで延長する。

(2) 関税及び物品税における特権

(a) 最高関税率が85%から65%へ引き下げられた。

(b) 資本財産業に以下の特権が与えられた。

— プロジェクト関連輸入及び一般資本財の税率を35%から25%へ引き下げる。

- 純正部品、補修用部品の現行輸入関税25%～85%を25%へ引き下げる。
- 肥料関連プロジェクトの輸入関税をなくす。
- 電力プロジェクトは物品税を廃止して関税のみ25%とする。
- 国内資本財産業を輸入資本財から保護する目的で、資本財の輸入に関税が課せられる。この関税は国内資本財の物品税と同額とする。
- 修正付加価値制度 (Modvat) の適用を資本財にまで拡大する。
- 工作機械の関税率40%、60%、80%を35%と45%の2通りに絞る。
- 鉄鋼の輸入関税75%～85%を50%にする。
- 銅、亜鉛、鉛等の非鉄金属の輸入関税を50%に統一する。
- 鉱石、コンセントレートの輸入関税を10%に統一する。
- メルティング、スクラップの輸入関税を12.5%から10%に引き下げる。
また、鉄鉱石ペレットを15%から10%に引き下げる。

(3) 電子・通信関連

- (a) コンピューター部品の税率を80%から50%に引き下げる。
- (b) 特定の部分の税率を50%から40%に引き下げる。また、特定の部品の税率を35%から30%に引き下げる。
- (c) 応用ソフトウェア税率を85%から20%に引き下げる。
- (d) 電気通信装置の非電子部品の税率を50%から40%に引き下げる。
- (e) 光ファイバー税率を85%から40%に引き下げる。

(4) 石炭・石油関連

- (a) 原油の税率を従来の1トン当たりRs. 1,500から35%とする。
- (b) 石炭の税率を85%から25%に引き下げる。
- (c) コークスの税率を85%から25%に引き下げる。
- (d) L P G等の石油ガスの税率を15%とする。
- (e) ナフサ、灯油は非課税とする。
- (f) その他の石油製品の税率は30%とする。

(5) その他

- (a) 皮革産業の大型機械部分及び部品の輸入税は従来の25%～50%から物品税なしの20%に統一する。
- (b) 時計産業の機械部分及び部品の輸入税はそれぞれ70%から50%、25%から20%へ引き下げる。
- (c) 特定の医療機器の輸入税は物品税なしの15%とする。その他の一般医療機器の税率を85%から40%に引き下げる。
- (d) 最終化学製品の最高関税率は85%から65%へ引き下げる。DMT、PTA、MEGの税率は70%から60%へ引き下げる。キシレン、トルエン等の中間製品の税率は40%から30%へ引き下げる。
- (e) 医薬品の税率を従来の50%～85%を50%と25%の2通りに絞る。

(6) 連邦物品税率の改定

- (a) 修正付加価値税制度(MODVAT)適用対象の拡大、税率及び査定手続の簡素化・合理化を行う。資本財と石油製品をMODVATの対象品目に追加する。
- (b) 石油製品の税率を一律10%とする。(但し、内燃機関用燃料は20%。末端部分での免税措置は肥料部門を除き廃止。)
- (c) 綿、織物の税率を5%、10%、20%とし、従来のものを廃止する。
- (d) 繊維製品、紡糸の税率を簡素化し、20%に統一。綿糸に関しては従来の複雑な税率を廃止し、5%とする。
- (e) 産業用紡糸の最低関税は、30%、20%、10%とされた。
- (f) 銑鉄は10%とする。
- (g) 金属の税率を15%に統一する。(アルミニウムは25%から20%へ引き下げ。)

(h) ナショナルヘルスプログラムのスケジュールIに記載されている薬は免税。スケジュールIIのシングルフォーミュレーションに属する薬は10%、その他の商品は15%とする。

(i) 商品になる前の薬は免税とする。

(j) 化学品、化学関連製品の税構造を簡素化し、従来の5%~25%の税率を20%に統一する。

(k) プラスチック、合成塗料、合成洗剤は35%から30%へ引き下げる。

(l) 紙、紙製品の税構造を簡素化する。

(m) 化粧品関連は70%から50%へ引き下げる。

(n) フィルタ付煙草の税率を12%へ引き上げる。

(7) 課税

(a) サービス取引（電話、生命保険を除いた保険各種、株式売買取次）への5%新規課税とする。

(b) 所得税非課税30,000ルピーから35,000ルピーへ引き上げる。

(c) 35,000ルピー~60,000ルピーの所得に対して20%、60,001ルピー~120,000ルピーの所得に対して30%、120,000ルピーを超える所得に対して40%に改定する。

(d) 割増税率（SURCHARGE）12%は廃止する。

(e) 公開会社、非公開会社の従来の税率45%と50%を40%に統一する。

(f) 法人所得 750,000ルピーを超える法人に対する割増税率（SURCHARGE）15%は存続する。

(g) 外国企業の税率を65%から55%へ引き下げる。

(h) 長期キャピタルゲイン税を現行40%から30%へ引き下げる。

- (i) 長期資本資産として扱われる投資会社及びU T Iユニットの所有を現行の36ヶ月から12ヶ月以上に変更する。
- (j) 収入が100,000ルピーまでの高齢者への税金還付率を20%から40%へ引き上げる。
- (k) 住宅建設借入金に対する所得控除額を5,000ルピーから10,000ルピーへ引き上げる。
- (l) コントラクター及びトラックの所有者の純利益は総売上高の8%、またはトラック一台当り24,000ルピー（商業用軽自動車）及び30,000ルピー（大型運搬車両）のどちらかで見做す。
- (m) 現在、5ヶ年間の免税扱いは第8次所得税法に記載された州において製造を新規産業事業で行う場合に可能であるが、すでに後開発地域にまで確かなガイドラインに基づいて拡張されており、それを規定とする。
- (n) コンピューターソフトウェアの輸出に対する免税は1年間延長する。
- (o) 観光客の大幅な増加を目的として、支出税を20%から10%へ引き下げる。
- (p) 結婚によって従属関係になるときの贈与税の免税額を30,000ルピーから100,000ルピーへ引き上げる。

2-2-3 貿易政策の改正

1994年3月30日、商業省プラナブ・ムクヘルジィ長官は一層の輸出振興の観点から貿易政策（1992～97年）の一部改正を発表した。

昨年3月の貿易政策は農産物・農業関連製品等の輸出振興を目標とした改正であったが、本年の改正は輸出者のための輸入許可の拡大、輸入手続の合理化及び輸入ネガティブリストの簡素化等である。これによって昨年度の輸出実績である20%増より更なる増加を図る計画である。

以下に主な改正点を列挙する。

- (1) 電機産業の最終製品用部品のうち、いくつかの品目（IC等）を輸入自由化とする。
- (2) ネガティブリストにない輸出入品目の付加価値制限を撤廃する。

- (3) 視覚障害者のためのコンピューター点字印刷機、視覚障害者用テキスト読取システム、非球面拡大レンズ及び虫眼鏡を輸入自由化とする。
- (4) 障害者のための義手・義足、聴覚障害者のための補聴器の輸入自由化。EPCGライセンスのもとに2.5百万ルピーまでの輸入が地方オフィスにより許可される。
- (5) 実際の使用者 (Actual User) による中古機械輸入は、残存耐用年数5年以上のものについてライセンス無しに通常の関税率で輸入可とする。公認技師発行の証明書は不要とする。
- (6) SSIは年間売上の75%以上の輸出義務を条件に、7.5百万ルピー (SSIの設備投資上限額) を越える設備投資を許可する。
- (7) EPZの活動範囲をトレーニング、再包装後の再輸出、ラベル貼り、修理にまで拡大する。
- (8) EOU/EPZ同志の製品の移転は開発委員会の事前承認を不要とする。
- (9) 契約外規定の撤廃、EOU/EPZによる第三者輸出を簡素化する。
- (10) Super Star Trading House (過去3年間の平均FOB輸出実績7,500百万ルピー以上、または前年の輸出実績10,000百万ルピー) の資格を新設する。
- (11) 輸入関税免除スキーム (Duty Exemption Scheme) を利用しない Deemed Exporter に対し、FOB (Free on Board) 価額の5%相当の Special Import Licence (輸出者に与えられる輸入規制品目輸入許可証) を供与する。
- (12) 輸入関税免除スキームをより簡素化する。同基準が制定された項目数は3,383となる。
- (13) Special Import Licence対象項目を拡大する。
- (14) 関税免除輸入ライセンス保有者が国内製造業者から原材料部品等を調達した場合、Deemed Exportの恩恵を供与する。

- (15) Advance Release Orders (ライセンス保有者が輸入の代替に国内調達する場合に発給) は Special Import Licence 等、すべての種類の数量ベースの免税輸入ライセンスに適用する。
- (16) Advance Custom Clearance Permit (修理・改良用の工具等の免税輸入許可証) にともなう輸出義務遂行のための輸出の最低付加価値率を15%から10%へ引き下げる。
- (17) 輸出義務に係わる念書 (輸出義務未達の場合のペナルティーの支払を約束) の上限金額の前年の輸出実績に対する倍率を Export House, Trading House, Star Trading Houseの場合は3~5倍に、その他の輸出者の場合は1.5~2.5倍へ引き上げる。
- (18) 免税輸入ライセンス金額が10,000千ルピー以上の場合、輸出義務に係わる銀行保証は2つに分けて提出できる。
- (19) 基準が制定されるまで、地域ごとのライセンス発給委員会はその上限価額10,000千ルピーまでのライセンスを発行する。
- (20) Special Import Licenceに基づくEEFC (輸出者等に保有が認められる外貨預金口座) 保有者の外貨による金・銀の輸入関税支払には優遇税率が適用される。

2-3 外国投資の動向と課題

M/Pレポートでも明記されているが、「NIP-91」発表後のインドへの外国直接投資の許可実績は著しいものがある。

「NIP-91」以降の外国直接投資の特徴について整理すると次のとおりである。

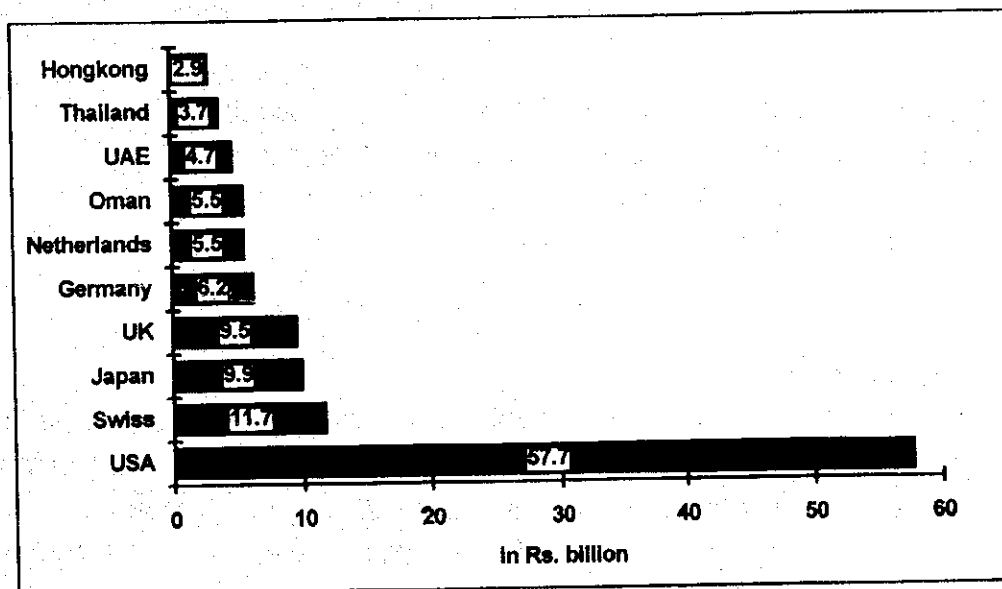
2-3-1 「NIP-91」以降の動き

(1) 国別投資動向

1991年以降の主要国の投資認可実績を図2-3-1と表2-3-1に示した。1991年から1994年6月までの3年半の外国直接投資の許可総額は1,573億ルピーである。国別投資では米国がトップでこの許可総額の約2/5を占めている。上位10ヶ国を列挙すると次のとおりであり、これらの国々は総許可額の3/4を占めている。

非居住者インド人(NRI)の投資許可が増えており、1993年には米国に次いで第2位となっている。またオマーン、UAEも急激に増加している。

(単位：10億ルピー)



Source : Indian Investment Center

図 2-3-1 主要国の直接投資許可累計 (1991年～1994年6月)

表 2-3-1 主要国直接投資許可

(百万ルピー)

国名	1991	1992	1993	1994
1) 米 国	1,858.5 (35%)	11,382.6(30%)	34,729.8(39%)	9,756.2(40%)
2) ス イ ス	355.0 (7%)	6,897.6(18%)	4,268.1 (5%)	195.1 (1%)
3) 日 本	527.1 (10%)	6,102.3(16%)	2,574.3 (3%)	679.8 (3%)
4) 英 国	321.0 (6%)	1,176.7 (3%)	6,227.2 (7%)	1,726.5 (7%)
5) 独 国	418.0 (8%)	964.9 (3%)	1,754.4 (2%)	3,175.2(13%)
6) オランダ	N.A.	968.0 (3%)	3,216.5 (4%)	714.5 (3%)
7) オマーン	N.A.	N.A.	5,429.8 (6%)	15.8
8) U A E	22.0	64.5	4,044.9 (5%)	479.5 (2%)
9) タ イ	N.A.	25.2	3,684.2 (4%)	29.4
10) 香 港	211.7 (4%)	570.8(15%)	879.5 (1%)	1,195.8 (5%)
(N R I)	197.0 (4%)	4,391.7(12%)	10,325.1(12%)	1,565.1 (6%)
(その他)	1,430.8 (27%)	5,471.1(14%)	11,484.2(13%)	5,014.2(20%)
合 計	5,341.1 (100%)	38,015.4 (100%)	88,618.0 (100%)	24,547.1 (100%)

(注1) 1994年の金額は1月から6月までの半年間の実績である。

(注2) N R I は "Non-Resident Indian" (非居住者インド人)

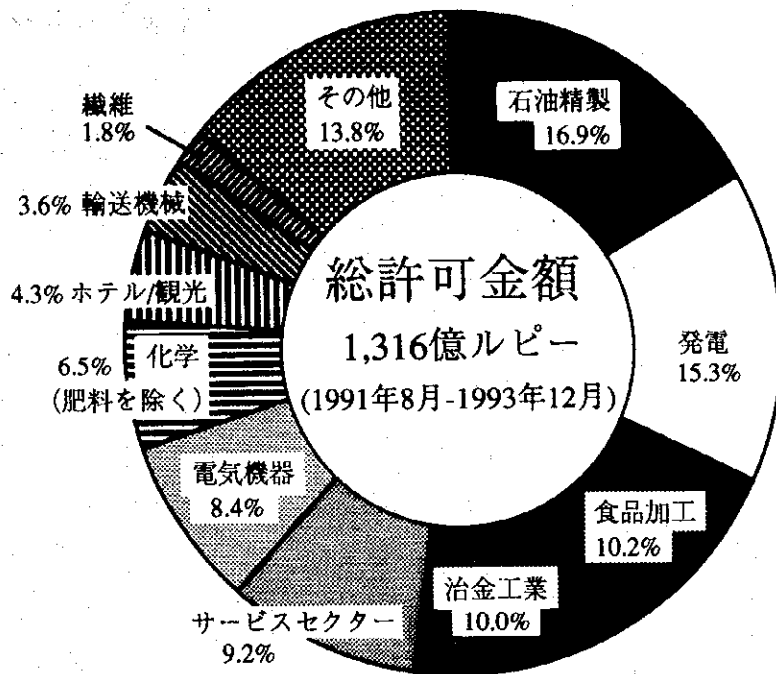
(注3) () 内は全体に占めるシェア (%) を示す。

出所: Indian Investment Centre

(2) 投資分野の特徴

過去3年間(1991年8月~1993年12月)の主な投資分野の許可総額を図2-3-2に示した。主な業種、分野は「冶金工業」、「発電」、「石油精製」、「電気機器」、「輸送機械」、「化学(肥料を除く)」、「繊維」、「食品加工」、「サービスセクター」及び「ホテル/観光」である。これらの10分野の投資許可金額は全体の90%を占めている。

なお、N R I の投資分野は繊維などの地場資源活用型工業と言われている。



(出所) : S I A Newsletter

図 2-3-2 業種別直接投資許可金額

(3) 投資形態の特徴

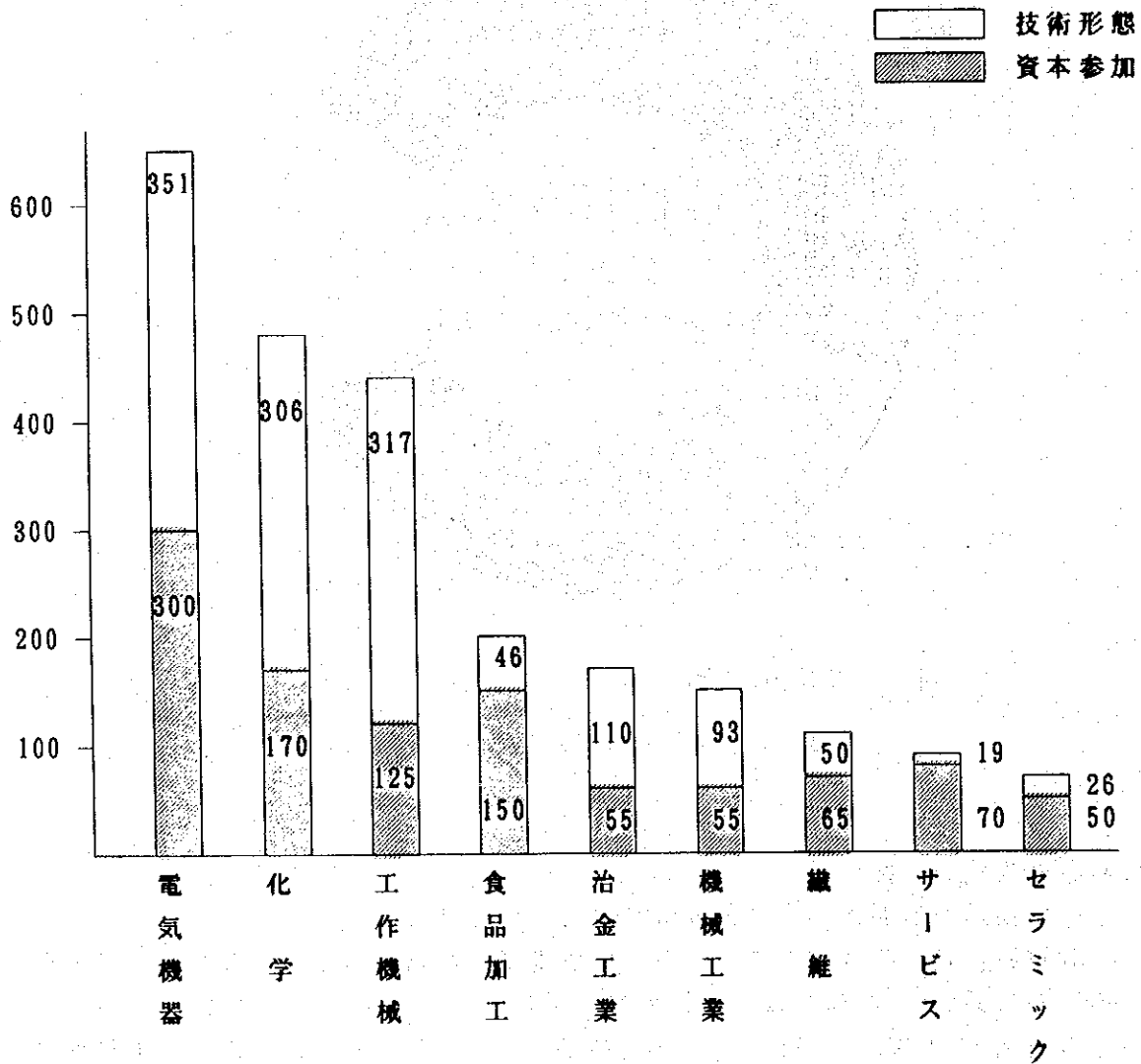
上記同様の期間についての投資形態について考察した。

許可総件数は3,630件で、うち“技術提携”が1,951件(54%)、“資本参加”が1,679件(46%)と“技術提携”が若干“資本参加”を上廻っている。

合併件数の多い業種は“電気機器”、“工作機械”、“化学(肥料を除く)”、“食品加工”及び“冶金工業”であり、これらの業種で総合併件数の約半数を占める。

一方、投資許可額は高いが件数が少ない業種は“電力”及び“石油精製”であり、これら是一件当たりの投資額が大きいと言える。また、これらは技術提携よりも資本参加による協力形態となっている。

(単位：百万ルーピー)



(出所) S I A Newsletter

図 2-3-3 主要分野の投資形態 (1991年8月～1993年12月)

(4) 州別投資状況

州別外国投資許可の状況を図2-3-4に示した。件数及び許可額の一番大きい州はマハラシュトラ州である。I M T候補地のハリヤナ州は件数では第5位であるが、許可額では第8位となっている。

(単位：千万ルピー)

許可件数	州名	許可額
		1,660.88
136	Maharashtra	
95	Delhi	957.94
12	Orissa	779.69
89	Tamil Nadu	650.93
19	Madhya Pradesh	585.99
40	Gujarat	396.16
38	Andhra Pradesh	219.19
48	Haryana	143.62
55	Karnataka	96.76
24	Uttar Pradesh	81.09
25	Rajasthan	75.80
4	Bihar	51.97
24	West Bengal	48.94
12	Goa	36.74
11	Kerala	25.89
215	Others	1,657.98

(出所) : The Times of India, New Delhi, August 19, 1994.

図 2-3-4 州別外国投資許可件数・許可額 (1993-94年)

2-3-2 外国投資関連規制

インドで生産活動をするために必要な外国投資の手続き及び関連する規制と課題について示す。

(1) 許認可の取得

外国直接投資及び技術移転に関しては全て許可の取得が必要である。外国投資家はその場合2つのルートで申請できる。

(a)自動承認の場合

35分野（「付属書-Ⅱ」AnnexⅡ参照）に於ける51%までの資本参加の場合、鉱業部門は50%まで、但し、次の基準に合致していること。

- (i) 中古ではなく新しい生産設備を輸入する外為に相当する資本参加
- (ii) ノウハウ及びロイヤリティの支払条件が特定の基準に合致した技術協力協定（注）

この場合の承認はR B Iが行う。

(b)自動承認にならない場合

外国企業の出資金が生産設備の輸入に必要な外為に不十分な場合、外資が51%を超えている場合、又は35分野以外の行為。

この場合はF I P Bが担当する。

申請はF I P B又は工業承認局（S I A）へする。

（注）限定された金額内で外国企業との技術協定はR B Iが自動承認する。

- ・ 10百万ルピー以下のランプサム支払
- ・ 国内売上高の5%以下、及び協定締結から10年以上又は生産開始から7年以上の輸出額の8%以下のロイヤリティの支払

これらの支払は商業生産開始日より7年以上又は協定締結から10年以上の売上高の8%をシーリングとする。

(2) 会社設立

外資が一端インドへの投資許可を取得すると会社はインド側のパートナーの有無を問わずインドの企業となる。従って工場設立はインド国内の投資家と同様の法律に準拠する。

(a)インド企業法人

外国企業のインド企業法人及びそのブランチは"1956年の会社法"によって規制される。会社名は"登記所（R O C）"に私・公的機関として会社が法人登録される。ビジネスはR O Cより適切な条件の履行に関する証明書を入手すれば開始できる。

(b)インドでの資金確保

投資家はインドで必要とする資金を証券及び株式投資などの方法で確保できる。長期ローンの申請は投資額が50百万ルピー以下の小規模なものであれば州金融公社に行なう。また大規模なものであれば国営金融公社に行

なう。

金融機関は具体的な投資、合理的な費用に伴う市場レポート及び実施計画書を要求する。他にも長期金融としてはリース、借入調達、支払い保証等の方法がある。投資としての短期借入れも、市中銀行又はfixed deposits, inter corporate deposits and commercial paperなどの方法によって可能である。

(c)工場運営

工場の設立のためにはいくつかの機関からの許可取得が必要である。

(i) 環境規制

公害発生業種の場合は中央政府及びその他並びに州政府からの環境規制許可を取る。中央政府レベルでは環境省及び中央公害管理委員会である。また州レベルでは環境局及び州公害管理委員会である。通常はその工場が所属する地区のオーソリティが初期段階から規制許可を行なう。大規模の場合、政府は一般的に環境影響評価のスタディ及び環境改善計画を求める。

(ii) 建物

工場建物の設計は市当局の仕様に準拠している必要がある。そして工場管理法のもとに工場管理局が安全と労働環境を検査する。消防署は防火対策を検査する。

(iii) プラント設備の輸入

いくつかのネガティブリストは存在するが基本的に生産設備は自由にインドへ輸入できる。但し関税は支払うこと。

(iv) 労働者の雇用

労働者保護の観点から良い労働環境を作り出すために多くの法令が存在している。政府は環境の変化に伴って労働法の見直しを行っている。

以下が主な労働法である。

- ・工業関連は「工業論争法」によって規制されている。そして協議、斡旋、調停及び判定を通じて論争を平等に和解させることを目的としている。
- ・「工場法1948」は工場での労働条件を規制している。労働条件の最低規準及び製造方法、材料の取扱及び保管、排水、防火、労働条件に関する施設及び厚生施設等について規定している。
- ・「最低賃金法1948」は当該政府機関に労働者の最低賃金及び手当を決定できる権限を与えている。また、個々の法令の下に雇用された労働者の労働時間、残業等の労働条件について

規定している。

- ・「ボーナス支払法1965」は2,500ルピー／月以下の労働者にボーナスを支払うことを規定している。また、前年度の所得の20%以下を上限とし、年間所得の8.33%を下限とするボーナスの支払いを保証している。
- ・「祝儀支払法」は雇い主が労働者の就業終了時に祝儀を支払うことを規定している。本法は賃金の格差に関係なく全ての労働者に支払われる。
- ・「雇用者節約基金法」は月給3,500ルピー以下の労働者に適用される。雇用主及び雇用者は雇用者の月給の8.33%から10%の献金を基金に納入することが要求される。
- ・「雇用者州保険法」は雇用者のケガ、maternity及び病気について規定している。本法は月給3,500ルピー以下の労働者に適用される。
- ・上記法令に加え、いくつかの州では「工場設立法」を有し、最低の労働条件、労働時間を規定している。そして特定業種に所属する労働者への休暇支払い、残業について規定している。

(3) 外国為替管理法等

以上に加え外国投資家にとっては外国為替管理法及び本国への送金も大きな課題であるのでこれについての現行法について示す。

(a) 外国為替管理法

インド外国為替管理法(FERA)は1973年に制定された。しかし新経済政策の自由化政策によって外国投資を中心としたFERAの全面的な改正が行われた。FERAは外国資本が40%以上("FERA会社"とされている)の会社を規制するものであったが、現在では外国資本を有さないインド企業と同様に何ら規制することなくインドで活動できることになった。

(b) 外国送金

(i) 資本金の送金

インドに投資された外国資本は税金査定等の資本の再評価が行われたうえで本国送金できる。

資本の撤退は合併の承認を取得した時の承認条件に従って許可される。インド準備銀行(RBI)は撤退に伴う株の取引を半自動的に許可している。未公開株は撤退前にRBIの許可を得て価格を設定する必要がある。

(ii) 売却処分費の送金

インドでの資産の売却処分費の送金はRBIの承認を必要とする。
適切な税金の支払いを条件にRBIの承認のもと外為送金は許可される。

(iii) ローヤリティ及びテクニカル・ノウハウ・フィー

外国企業との技術移転協定を有するインド企業は協定書の承認条件を前提としてノウハウ及びローヤリティの支払いを送金できる。

(iv) テクニカルサービス・フィー

外国技術者のサービスを受けている会社はRBIの承認を前提としてサービス・フィーを送金できる。

(v) 利益

インドでの政府証券、銀行預金からの利益及びインドのユニット・トラストの配当金の外国居住者への送金は特定の条件下では自動的に、それ以外はRBIの許可を前提として送金できる。

(vi) 配当金

インドでの利益及び配当金は税金支払い後送金できる。
送金に関してRBIの許可は不要である。許可されたディーラーは配当金の送金権限が与えられている。
消費財工業（「付属書-II」Annex-IV参照）として指定されている22業種については生産開始から7年以内は輸出額の配当分の限度内で送金できる。但し、この期間を超えると配当分の制限はない。

(vii) その他の送金

海外支店が海外の本店に利益を送金する場合は事前にRBIの許可が必要である。

また、インドでの駐在事務所を閉鎖し送金する場合は手続きを完了させたのちの余剰金についての送金はRBIの許可を取得したのち可能である。

更らに、送り物、輸入設備の修理代、補修費、法律的経費等の雑費の送金も許可される。

2-3-3 外国投資の課題

現地進出の日系企業を中心としたヒアリング結果では“インド進出に関する情報入手依頼が以前と比べると増加している”など、インドへの投資の関心が高まっているとのことである。また、インドの外国直接投資に係わる制度・政策は徐々に改善されてきており、これらの改善努力を評価する面もある。

一方、対インド投資促進の阻害要因として以下の事項を指摘する企業も多い。

(1) 魅力のない投資優遇制度

国内市場をターゲットにしたプロジェクトに対し、他の国々と比較して魅力のある投資優遇制度がない。

(2) 複雑な許認可制度

プロジェクト実施段階における中央、州政府レベルでの届け出／許認可取得が複雑でわかりにくい。

窓口の一本化、事務の効率化を図る手段が必要である。

(3) 資金調達面の規制

プロジェクト資金を調達する場合、親会社の保証に基づく海外からの借入れは外貨支払分にのみ認められ、内貨支払分については金利の高い国内政府系金融機関からの借入れが義務づけられており、これはプロジェクトの採算性を悪化させる原因となっている。

(4) 硬直的な金融制度

外貨預金口座の開設は認められているが、その用途は輸入資本財の決済のみに制限されている。ライセンス／エンジニアリングフィー等のソフトの決済にも充当されるべきである。また、開設期間についてもプロジェクトの実行期間との整合性が不合理である。

(5) 高税率

法人税、輸入関税の引下げ

(6) 産業許可の規制

- ・ 15業種のライセンス取得許可の撤廃
- ・ 高度優先産業の34分野の規制緩和
- ・ 外国技術提携に係わるロイヤリティーの自由化